

平成 1 7 年度
第 8 回 鞍手町行財政改革推進委員会
会 議 録

平成 1 7 年 1 0 月 2 8 日
於：鞍手町議会議事堂

平成17年度 第8回 鞍手町行財政改革推進委員会

- 1 開催日 平成17年10月28日(金)
- 2 開催時間 開会13時27分
閉会16時55分
- 3 開催場所 鞍手町議会議事堂
- 4 出席委員 会長 福本博文
職務代理 宮崎實男
委員 川野高實 添田忠敏
白石修二 許斐英幸
有松弘美 薦野君由
藤井福吉 榊原 紘
武谷位千子 小島美智子
亀井 滋 五百路恵美子
- 5 欠席委員 麻生秀生
- 6 推進本部 本松吉憲 松澤 守
後藤幸雄 長友浩一
熊井照明 松尾保則
古野正明 梶栗英正文
津野 繁 榎山弘美
阿部 哲幸 藤井春光
原 繁幸 池口 生
田中正一
- 7 事務局 諸富義和 白石秀美
石田正樹
- 8 傍聴者 なし

平成 17 年度 第 8 回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成 17 年 10 月 28 日（金）

午後 1 時 30 分から

場所：鞍手町議会議事堂

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議録署名人の指名

4 議事

（ 1 ） 最終答申としての推進委員会意見のまとめ方について（資料 2 4）

（ 2 ） 第 4 次行財政改革集中改革プラン案（実施計画部分）について

提案（資料 2 5、資料 2 6）

審議（資料 2 3、資料 2 5、資料 2 6）

（ 3 ） その他

5 次回開催予定

第 9 回会議 日時：平成 年 月 日（ ）

時から

場所：

6 閉会

【議 事】

事務局

定刻より少し早い時間ですけれども、今日は麻生委員がご都合により欠席のご連絡をいただいておりますので、皆さんご出席されております。ですから、ただ今から第8回鞍手町行財政改革推進委員会の会議を開会いたします。本日の会議は、お手元の会議次第に従って進行させていただきます。携帯電話については、電源をお切りいただくかマナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。それでは会長あいさつを福本会長お願いいたします。

福本会長

こんにちは。今回ですね、第8回の行財政改革推進委員会ということでございまして、初めてですね、昼から開催をさせていただきました。時間はたっぷりあると思います。そこでですね、当初から11回、12回を目処にですね、答申をしたいと思っておりましたが、今回もう第8回目でございます。前回は13項目出ておりました、今回は17項目。残すところですね、全体的にですね、47項目あるそうでございます。今回は、新しく17項目が出てきているわけでございます。そういった中でですね、我々は、ここの会議というのは、合議制でございますので、賛成とか反対とかというようなことは採りませんが、できますればですね、個人個人のご意見、大変に貴重なご意見があると思っておりますが、しかしながら、答申をしていかななくてはなりません。ということは、まとめですね。これをまとめてですね答申をしなくてはなりませんので、そこら辺のことを皆様方にご理解とご協力を、よろしくをお願いをしたいと思いますので、今日から8回、そしてまた次回が9回になりますけれども、集中的にですねやっていきたいとこういうふうに思っておりますので、よろしくをお願いを申し上げます。本日は本当にありがとうございます。

事務局

ありがとうございました。ここからは条例の規定によりまして、会長に議長として議事進行をお願いいたします。

福本会長

まず始めにですね、本日の会議録署名人のご指名をさせていただきます。本日の会議録署名はですね、川野委員さんと添田委員さんをお願いいたします。よろしくどうぞ。それでは早速ですね、議事に入ります。括弧1ですね、議事の括弧1。最終答申としての推進委員会意見のまとめ方につきまして、事務局の方から説明を求めます。はい、事務局。

事務局

資料24をご覧ください。最終答申としての推進委員会意見のまとめ方について、案ということで、事務局案を提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願

いいいたします。提案の内容につきましては、先ほど会長からもお話がありましたように、今後の会議の中で、この委員会としての役割を果たしていくということになりますと、推進委員会の意見を最終答申としてまとめていくということになりますので、その意見のまとめ方を、あらかじめここで協議をして定めていただいて、その方向性で意見を出していただきたいというようなことで、提案をするわけでございます。まず、町長からの諮問事項と、それから、この推進委員会の答申ということで考えてみますと、諮問事項には2項目ございました。1項目は、今後の行財政改革における、鞍手町としての基本方針及び基本目標の策定及び提示ということでありましたので、この推進委員会で、4基本方針、22基本目標の策定をしていただきまして、中間答申ということで提示していただきましたので、そこで完了しております。2番目の諮問事項につきましては、中間答申として示されました、その基本方針、基本目標をもとに、推進本部の方で策定をいたしました、新たな大綱、実施計画という、いわゆる集中改革プランと今回は呼んでおりますが、その案の内容に対して審議をしていただいて、意見を提示していただくということで、これが最終答申ということになっていくわけです。それで、じゃあその意見をどういうふうにまとめていくかという部分で考えてみますと、様々な意見、いろんな方面からお出しをしていただいておりますけれども、答申に組み込まれる意見と、それから最終的に答申に組み込まれない意見というのが出てくるというふうに考えます。それで、答申に組み込む意見のまとめ方につきましては、推進委員会の提言というような形で、意見、助言、要望などをまとめていきたいというふうに考えておりますが、まず中間答申後、第6回目の推進委員会では、大綱部分の案についてご審議をしていただきました。この審議の中でも、この推進委員会への、いわゆる改革の状況の報告時期とか、それから住民への公表時期、あるいは評価の時期のあり方についての要望、それから専門部会のつながりを密にして実行性を確保してほしいというような要望などもありましたけれども、内容につきましては、特に異論はなかったように思います。これらをまとめて答申に組み込んでいくというふうな形になりますけれども、今後、個票を見ていただく中で、また大綱部分に係るご意見というのでも出てくるかと思えます。そういったものについては、また今後の審議段階において、必要があれば意見を追加していくというふうに考えております。それから、前回13項目、今回17項目、全体では47項目ということで、個票を提案させていただいておりますけれども、この実施計画部分の案につきましては、これに対する推進委員会の意見のまとめ方として考えてみますと、例えば、4つの基本方針、それから22の基本目標というのがありますので、こういった視点からまとめるという方法がまずあると思えます。それから、47項目の個票になりますので、その1つひとつに意見を付けていただくという方法も考えられると思えます。また、プラン全体で見ても、大綱部分と実施計画部分のつながりの中で、第1章から第4章までございますので、章ごとに意見をまとめていくというような方法もあるかと思えます。この他にもいろいろあるのではないかと思いますけれども、まとめ方としまして、事務局の方では、この47項目1つひとつに意見を付けていただくという方向でどうでしょうかというふうに考えております。その際には、推進委員会の提言というような形で、意見、助言、要望などを入れていきたいというふうに思っ

ております。その個票に対する意見の中でも、やはり全体に関わる、いわゆる大綱部分に関わる意見というのも出てくると思いますので、そういったものは大綱部分の意見として整理させていただいたらどうかというふうに思っております。また、様々な意見がございますので、必ずしも委員相互間で一致するという意見ばかりではないと思えます。そうなった場合に、答申に組み込まれない意見というのが出てまいりますので、こういったものにつきましては、既に第1回から議事録を公表しておりますけれども、この議事録に登載して公表していくことで、そういった様々な意見があったということも尊重していきたいというふうに考えております。こういった方向性で意見をまとめていってはどうかということ、事務局からのご提案でございます。よろしくお願いいたします。

福本会長

はい。今ですね最終答申としての意見のまとめ方につきまして、ご説明がございましたが、今あの、事務局が説明をしました。どういうふうな形でまとめていくかということでございますけれども、何かご質問、ご意見がございましょうかね。はい、榊原委員さん。

榊原委員

個票1枚1枚についてですね、意見を出すと。そしてその意見をまとめるという作業は、大変な作業になるんじゃないかなと。で、今、今回が8回目ですかね。8回目ということで、後、何回かの会議で答申するということになるわけですが、この個票1枚1枚の中にですね、いろいろな考え方があり、いろいろな問題があり、そしてもう一つ、私が今、前回配っていただいた一覧表がございますね。一覧表。あの一覧表の中身そのものがですね、いわゆる意見があるんじゃないかなという思いがするわけなんですけどね、ですから、その個票1枚1枚にわたってとなったら、大変な作業であり、これまとめがまとまるのかなと。例えば、この前ちょっと発言がありました、大谷の問題1つにしても、あるいは給食の問題1つにしてもですね、いろいろな考え方があり、いろいろな方法があり、いろいろなご意見があるだろうと思えます。で、また、その老人の祝金なんかの問題についてもですね、結局、これが行革になるんかねと、行革とは範疇が違うんじゃないかなと、あるいはもっと言えば、本当の作業改善の部分に類するようなことが、たくさん含まれてるんじゃないかというようなことからですね考えまして、やっぱりこれ個票1枚1枚、意見のまとめようがないんじゃないかなと私はそう思ってるんですが、他のご意見、委員の方のですね、ご意見をお聞きされたいかがかなと、そういうふうに思います。

福本会長

はい、他に何かございますか。はい、どうぞ。亀井委員さん。

亀井委員

私の方の意見を言います。今あの、事務局の方からご提案がありました内容で、例

えば、4基本方針の視点からという関係で提案がありましたし、さらに22基本目標の視点からまとめる方法と、こういうふうに出ています。資料25の集中改革プラン（実施計画）項目一覧表ということで出ておりますので、特に、先ほど榊原委員の方からお話がありましたけれども、個票1つひとついきますとね、限られた審議の時間といいですか、そういうものを勘案してみますと、1つは個票をずっといきよりますとね、なんか木を見て森を見ないような形で、何を考えようかなと、自分自身がおかしくなるような部分もあってですね、できれば、4基本方針の視点から、22の基本目標の視点を中心にしてですね、審議を進めていくと。そういう形の方が、私は良いんじゃないかというふうに思っています。以上です。

福本会長

あのですね、基本的に前回は13項目、今回は17項目、残りが17ということで、47項目あるわけですよ。47項目を提案しますので、それにつきましては、やはり審議はしないとイケない。このように思うわけですよ。その審議をした結果のですね、皆様方のご意見、事務局が提案したときに、いろんな皆様方のご意見がありますが、その意見をですね、ここでやはり、まとめていかないといけないんですよ。先ほども言いましたように合議制ではございませんし、少数意見は、少数意見で、答申書には入らないと思いますけども、議事録には残っていきますね。そういったところをですね、やはり念頭に入れてまとめていきたいと、こういうふうに思っておりますが、そういうことで皆様方、今1度、ご了承していただいでよろしいでしょうか。そういうことで。

榊原委員

回数が増えてもいいと。こう、お考えですね。審議回数がこれから増えてもいいということですか。

福本会長

だから、回数じゃなくて、47項目提案するでしょう。それについて審議をするわけですよ、我々が。というのは皆様方からいろんな意見を出していただくわけですよ。その意見をですね、少数意見もあろうし、多数意見もあろうしですね。だから、そういう意見をまとめていただくような形のものでですね、意見調整をしていただきたいと、こう思うわけですよ。だから例えば、進んでいっている中で、また前に戻って言われると困るしですね、だからそういったことをですね、まとめていきたいなと思っておりますので、いろんなご意見があろうと思いますけども、まとめる方向でですねご意見の調整をしていただきたいなと思っております。回りくどく言っていますので、なかなかわかりにくいのかなと思いますけども。

小島委員

結局、前回13項目出ておりましたですね。それがまだ半分ぐらい進んでいるだけで、今度は17項目。審議時間は長いけれども、できるだけ時間内に収めてくれとい

うことでしょう。

福本会長

少しそこは温度差があるんですけどね、いろんな意見を言うと、もう終わらないんですよ。はっきり言わせていただいたら。どんどん進んでいっている中で、また前のことについて意見を出していただくと進まないわけですよ。だから、そこら辺をですねまとめる方向で、皆様の意見調整をしていただきたいなと思ってるんです。よろしいでしょうかね。

「はい」という声

はい。では、続きましてですね、議事の括弧2番目に入りたいと思います。第4次行財政改革集中改革プラン案ですね。実施計画部分につきまして、提案、25の一覧表につきまして、事務局の説明を求めます。はい、事務局。

事務局

この議事につきましては、資料25と資料26になっております。資料25が項目一覧表になっておりますので、まず、その説明をさせていただきたいというふうに思います。この一覧表につきましては、第6回推進委員会でお示しをしました総括表の様式から、大、中、小、それから細分類、具体的改革項目という部分を抜き出して、これらの項目の1番右側に資料番号をつけたものになっております。総括表の実際の様式では、これらの項目の他に、個票の中の項目である連番、それから検討及び実施期間、開始年月、到達年月、担当専門部会、担当部署といった部分が入る様式となっております。その部分については、全ての項目の個票が出揃ったときに整理できますので、資料25は全ての項目名が分かる形の一覧表という形でお出ししています。一覧表の体系といたしましては、大分類は基本方針、小分類は基本目標という、この推進委員会で策定していただいたフレームに沿って構成しております。その下にぶら下がります細分類以下の項目につきましては、推進本部の専門部会で検討し掲げた項目ということで、47の具体的改革項目ということで個票に対応している部分になります。具体的改革項目の欄で網掛けにしている部分がございます。資料番号では23の1から23の13までついている部分ですが、これが前回ご提案をしたものということでございます。それから、26の1から26の17の番号が入っているもの、これが本日、提案をさせていただくものと。後、資料番号欄が空白になっているものが残りということで、次回に提案をさせていただくものということになります。項目数は第3次におきましては、検証で見ていただきましたように、136項目ありましたけれども、その中には視点の違いから内容が重複する項目というものがかなりございました。それから、内容的に連動するが、いくつかの項目に分けてあるというものがございました。今回、第4次では新たな基本方針、基本目標に沿って、内容を検討しました結果、重複する部分は1本化していこうと、あるいは連動する部分についても、最終的に実施を、いわゆる第3次の中で、実施状況が不十分だったものを具体的に動かしていく

という中では、そういった連動する部分の項目の集約を図って、整理していこうというようなことで、全体で47項目ということになっております。それは例えば、第3次の組織機構の見直しの関係で、課や係の統合などというものがありました。それはこの課とこの課を統合します。あるいは、係をというようなことで、その1つひとつが改革項目となっておりましたので、その組織機構の見直し関係だけでも、40項目ぐらいになっておりましたけれども、重複する内容も多く、今回は、これらをもう少し整理して提案していこうということにしております。また、職員提案制度に関する項目というものがあつたんですが、これも職員提案制度をつくっていこうという項目と、それから、そこで上がってきた提案を整理していくための事務改善委員会、あるいは企画政策委員会をつくっていこうというような項目3つに分かれていたんですけども、こういったものも今後、具体的に実施をしていくということで、新たに調整をしまして1項目になっております。また、補助金関係あたりでも項目がいくつかに分かれていたんですけども、こういったものについても、今後、具体的に動かしていく中での検討が進められた中で、結果的に1項目になっています。1項目になったと申しましても、じゃあ、その2項目が削除されたということではなくて、1つの中で集約されたというふうにご理解をいただきたいと思います。それから、第3次において、一定の成果をあげたと判断された項目や、あるいは、第3次で課題が残ったけれども、第4次プランには掲げずに、担当部署や専門部会で今後も引き続き実施していく、あるいは検討していくという項目については、この一覧表の中には掲げられていませんので、全体的に項目が絞られた形になっていきますけれども、第3次には無かった新たな項目も掲げて、最終的にまとまったのが、この一覧表ということでございます。以上です。

福本会長

今ですね、資料25につきまして、事務局の方から提案の説明がございましたが、もう1度確認をいたしておきますけども、資料番号とありますでしょう。その例えば、23の1とか23の2とありますよね。黒い部分がありますね。これは前回提案したところですね。26の1とか26の2とかいうのは、白いでしょ。これは今回の提案のところですね。それから空白がありますでしょう。空白は次回の資料番号ということでございますので、全体で47項目ということになります。何か今の提案の説明で、ご質問のある方は。よろしいですか。はい、続きまして、資料の26につきまして、専門部会の説明を求めます。

事務局

資料26をお開きください。今回17項目を提案させていただきます。専門部会より説明をいたします。初めに26の1から26の6までを、財政専門部会の松澤課長の方から説明をいたします。今回から資料を見ながらの説明となりますので、座って説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

福本会長

はい、どうぞ。

松澤本部員

本題に入ります前に、前回の会議で、振替制度の利用促進ということで資料を求められておりましたので、資料を1枚付けております。主な収入の口座振替率及び収納金額ということで、口座振替による金額をということでしたが、資料をつけております。

事務局

資料は、お配りした資料の1番最後に追加資料として付けさせていただいています。

松澤本部員

1番最後に、この前の会議の折の資料をということで付けておりますので、よろしくお願いたします。それでは本題に入りたいと思います。26の1です。連番の26の1、担当専門部会、財政専門部会。担当部署は、税務課、保険課、建設課、福祉課、ここで水道課がありますが、水道課は消していただきたいと思います。それから下水道課、学校教育課。水道課と町立病院につきましては、別途、公営企業によります中期経営計画、この中で織り込まれると思いますので、今回は外させていただきます。大分類といたしまして「行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立」、中分類「歳入」、小分類「収納率の向上」、細分類「税及び使用料・手数料等の収納率の向上」、具体的改革項目「目標収納率の設定」、実施概要といたしましては、現年度分については、最終目標収納率を100%とする。ただし、現に収納率が低いものについては、平成21年度までに達成できる目標収納率を最低98%とする。また、現段階で収納率97%以上のものについては100%とする。滞納分についても、特別収納対策課の設置による徴収体制の強化を図ることにより、最終目標収納率を100%とする。ただし、平成21年度までは平成16年度実績の50%アップを目標とするが、最終的には100%とする。また、独立した会計である学校給食費についても特別収納対策課で取り扱う。現年度分は100%とし、滞納分についても50%アップとする。ということです。それで実施期間は、平成18年度より21年度まで。開始年月は、平成18年4月から取り掛かるということです。到達年月は、平成22年3月まで。公表時期は実施期間終了後。指標といたしましては、実施期間終了後の、目標収納率への到達率により評価する。財政効果といたしましては、3億8598万6千円を見込んでおります。資料は2枚ほど付けておりますので、よろしくお願いたします。それから続きまして、26の2です。26の2、担当専門部会、財政専門部会。担当部署、税務課、保険課、建設課、福祉課、水道課はここでも省いていただきたいと思います。それから下水道課、学校教育課。大分類は「行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立」、中分類「歳入」、小分類「収納率の向上」、細分類「税及び使用料・手数料等の収納率の向上」、具体的改革項目といたしましては「滞納処分の強化や民事手続の実施」、実施概要といたしましては、滞納者に対しての納税折衝を重点的に行い、滞納の状況を調査把握し、個々の状況に応じた

徴収方針を検討したなかで、正当な理由がないにもかかわらず納税に応じない滞納者に対し、給与、預貯金、不動産などの差押えを強化する。また、住宅家賃等の使用料についても、正当な理由がないにもかかわらず納付に応じない滞納者に対し、退去等の民事手続を実施する。そのためには専門的知識が必要であることから、研修等に積極的に参加すると共に、専門家のアドバイス等を受けるなど専門職の養成にも努める。ということで参考にあげておりますが、地方税法によって滞納処分ができるものとして、各町税、保育料、下水道負担金等は、自力執行権ということで、公売まで取組むことができるということです。それから次の分ですが、民事執行法第22条に基づく強制執行の申立てを裁判所に行うものとして、住宅家賃使用料、下水道使用料、学校給食費、これは民事訴訟ということで、裁判所に申立てを行うという分が、そういうふうになっております。それから、この分につきましては、現在から取組むということしております。開始年月は平成17年11月。到達年月は平成22年の3月まで。公表時期は実施期間終了後。指標といたしましては、平成21年度までの滞納処分の強化による収納額等を算出し、その効果を公表する。ということです。財政効果はどれだけの見込みが出るか分からないということで0円にしております。それから、26の3です。担当専門部会、財政専門部会。担当部署といたしましては福祉課。大分類「行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立」、中分類「歳入」、小分類「公平、公正な受益者負担」、細分類として「保育料の改定」、具体的改革項目として「国基準の90%に改定」、実施概要、町内の保育所入所児童数は、女性の社会進出の増加や景気の低迷による共働き世帯の増加により平成12年度以降増加している。一方、預かり時間が限られている幼稚園児は減少している状況である。全国的な流れから少子化に向かっていることは確かであり、今後、児童数の減少は避けてとれないと思われる。保育所の運営状況は平成16年度決算において、歳出3億5253万5千円に対し、歳入1億2万5千円でマイナス2億5251万である。そのうち交付税として約1億5000万円が補填されているが、残りについては町の負担となっており、今後、交付税措置の額が減少すると思われるので改定は必要である。保育料の改定については、平成10年4月1日の改定以降、改定されていない。平成10年度の国の改正では、階層区分を10階層から7階層へ移行していることから、国の基準と格差が生じている。また、年齢区分においても、2区分ではなく、0歳から2歳までの分と、3歳児だけの分と、4歳、5歳児の分ということで、3区分で設定されており、調整の必要がある。しかし、7階層・3区分への移行は、国や、近隣市町村と比較してみると、階層・区分間の格差が大きく、保護者への急激的な負担を緩和するためにも段階的な調整の必要があると思われる。これらのことから、平成21年度までに10階層から徐々に7階層へ改定することとする。また、近隣市町では国基準の90%までとしている市町村が多く、これらと均衡を保つため国基準の90%として改定を行う。改定を行うにあたっては、保護者への理解を求めめるため、鞍手町次世代育成支援行動計画に添って、延長保育や一時保育・休日保育・地域子育て支援など保育サービスの充実を図って理解を求めめる。ということです。実施時期といたしましては、平成19年度から実施ということです。開始年月は平成19年4月。到達年月が平成22年3月。公表時期は実施期間終了後。指標といたしましては、実施期間

終了後の、国基準の90%への到達率と、保育サービスの実施状況により評価する。財政的効果は551万8千円。資料は2枚付けております。2枚目は、段階的な保育料の金額をあげております。3年間に置き直して、3年間の分で案を出しております。26の4です。担当専門部会、財政専門部会。担当部署、社会教育課。大分類「行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立」、中分類「歳入」、小分類「公平、公正な受益者負担」、細分類「公共施設使用料の見直し」、具体的改革項目「施設使用料の有料化及び減免規定の見直し」、実施概要といたしましては、施設使用料は、利用者が利益を受けるものであるとの前提から、その受益者負担の原則により行政サービスの対価として徴収するものである。よって、行政負担と利用者負担を明確にし、受益と負担の公平性を確保する。このことから、現に無料化している施設の有料化や、減免規程についても真にやむを得ないものに限り認めることなど、平成17年11月より検討を行う。また、検討にあたっては、現行使用料の見直しについても考慮する。施設維持管理費と使用料収入の収支率や近隣市町村の状況などを見て考慮する。ということです。それで、平成17年現在から検討を行うということです。開始年月は平成17年11月。到達年月は18年の10月まで。公表時期は実施期間終了後。指標といたしましては、平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1. 無料施設の有料化について。2. 減免規定について。3. 現行使用料の見直しについて。ということです。資料は4枚ほど付けておりますが、1番最初には、施設の維持管理費に対しまして、使用料の収入がいくらですよということで、総合福祉センター、中央公民館等をあげております。それから次のページは、今現在の使用料の状況を、条例であげております使用料を掲げております。次に26の5です。担当専門部会、財政専門部会。担当部署、総務課、産業課、まちづくり対策課。大分類「行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立」、中分類「歳入」、小分類「財源の確保」、細分類「企業誘致の促進と未利用地の処分」、具体的改革項目「企業誘致の促進と未利用地の処分」、実施概要、現在、大きな面積の主な未利用地として、室木の山林、中山宗春の原野、中山石ヶ崎の鉱害試験地の跡などがある。これらについて地理的な状況などを勘案して、民間による住宅団地開発や、企業誘致を積極的に働きかける。また、その他の未利用地については、平成18年度中に現状を正確に把握し、活用策や公募による売却などを検討する。ということで、平成18年の4月より検討するということです。それから、到達年月は平成19年3月。公表時期は平成18年度終了後。指標といたしましては、平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1. 未利用地の状況。2. 未利用地の活用策。ということです。資料を次に付けております。これが300㎡以上の、100坪ですね。100坪以上の土地、未利用地。未だ利用されていない部分がこれだけありますよということであげております。この他にもまだあるかと思いますが、現地を確認するということで、平成18年度中にその作業を行うということです。続きまして、26の6、担当専門部会、財政専門部会。担当部署、総務課、住民課、保険課、福祉課、人権推進課、産業課、社会教育課、学校教育課。大分類「行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立」、中分類「歳出」、小分類「各種補助金の見直し」、細分類「補助金の見直し」、具体的改革項目「交

付基準に基づく各種補助金の見直し」、実施概要、各種補助金については、第3次改革において各補助金の一律カットという手法で見直しを行ってきたが、補助対象経費において、明確な基準が示されていないことから、本来、自己資金にて負担すべきものが含まれている例も見受けられる。今後は、単に補助金の削減、廃止ということだけでなく、公平性、透明性、公益性を確保し、効果的、効率的かつ適正に運用するため、補助金のあり方を再評価する「補助金の基準」の策定など、新たな補助金制度を構築する。見直しにあたっては、法令等に基づく補助、団体運営費補助、外郭団体への補助、イベント補助に大別し、継続して実施する。また、新たな補助金制度による削減目標は、平成17年度予算額1億2718万1千円の約10%、1200万円程度の削減目標とする。補助金の基準策定の柱ということで、補助金交付基準「補助金の効果性、的確性及び補助対象経費の基準」、補助金評価基準「社会的ニーズ、費用対効果など補助金交付の評価を評定方式で実施する基準」、補助金見直し基準「継続、終期設定、廃止、統合など補助金の交付を見直す基準」。実施期間は平成19年度より実施する。開始年月は平成19年4月。到達年月は平成22年3月。公表時期は実施期間終了後。指標といたしましては、実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。財政的効果は、平成17年度予算額の10%、1200万円といたしまして、平成21年度までの3年間分ということで、3600万円ほど見込んでおります。次のページに資料を付けておりますが、例えば、こういうふうな補助金等審査判定シートということで、こういうふうなシート方式で判断をするということです。それから、町単費の補助金につきまして一覧表を掲げております。以上、財政専門部会から提案させていただきます。よろしくお願いたします。

事務局

引き続きまして、資料26の7、26の8につきまして、行政運営専門部会の本松課長の方から提案をいたします。

本松本部員

連番26の7です。担当専門部会、行政運営専門部会。担当部署、総務課。これは総務課としておりますのが、当面、職員提案制度を受け付ける窓口を、現在の行財政改革特別対策推進室を充てるということで総務課といたしております。大分類「透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進」、中分類「行政運営」、小分類「事務事業の見直し」、細分類「事務処理方法の改善(効率的な行政運営)」、具体的改革項目「職員提案制度の導入」、実施概要、この項目は、第3次改革において未実施であったが、事務の簡素化・迅速化を図る過程における職員の関わりについて見直し、4次改革プランに引き継いで実施する。職員提案制度を導入することで、職員個人あるいは係・グループによる、職場環境や組織のあり方、事務・事業の改善案などを気軽に提案できる機会を創出でき、また、職員提案を、積極的に採用・実施することで、職員の意欲の向上、企画政策力の形成を図るとともに、事務・事業の能率の向上、経費の節減等につながると思われる。具体的には、職員提案制度の規程を策定し、事務改善、企画政策、組織のあり方など、町政全般に関する第1回の提案募集を、

平成17年11月に実施し、その後、毎年8月に全職員を対象に実施する。さらに、常時職員提案を受け付ける窓口を開設し、当分の間、行財政改革特別対策推進室を充てることとする。また、事務改善、企画政策に係る推進体制を平成17年度中に確立し、関係課、関係機関への指示や、町政への反映など、職員提案制度の運用を行うこととする。ということにいたしております。この提案につきましては、先ほど事務局が申しあげましたように、職員提案制度と、それから事務改善委員会の設置、企画政策委員会の設置ということで、第3次であげておりました。これが全て一連のもの、関連するということから、職員提案制度として一元化いたしております。この制度は、いわゆる全職員が行財政改革に関わるということ、そういった意識を持たせることにもつなげていくというふうに考えております。検討機関及び実施期間としまして、開始年月、平成17年10月。到達年月、平成22年3月。公表時期、実施期間終了後。といたしております。指標といたしまして、実施期間終了後、上記の職員提案制度の導入効果に照らし、職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。といたしております。資料といたしまして、次のページにフロー図というのを付けております。これは先ほど申しました、職員提案制度から事務改善、企画政策立案、そういった流れにつながっていくと。そして実行できるシステムをつくるということで、それぞれの担当する項目、あるいは検討する項目を掲げております。次のページに鞍手町職員提案制度に関する規程ということで、今のところ案といたしておりますが、これを、いわゆる提案募集の様式等も早急に策定しまして、11月には第1回目の提案募集を実施したいと思っております。その作業を現在進めているところでございます。次に26の8。担当専門部会、行政運営専門部会。担当部署、総務課。大分類「透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進」、中分類「行政運営」、小分類「事務事業の見直し」、細分類「事務処理方法の改善(効率的な行政運営)」、具体的改革項目「電算システムの活用促進」、実施概要といたしまして、現在の電算システムは、増大する事務量の対策として平成13年に導入し、事務処理に活用してきたところである。現在は、職員に1台のパソコン端末を配備。庁内LANの整備により、情報の共有等、幅広く利用され、事務の省力化にも大きな効果が認められる。そこで、電算システムの能力を最大限に引き出すため、平成18年1月から情報管理係を主体とした職員による、情報交換、研究を実施し、平成18年度に予定されている電算システムの能力アップに伴い、事務の簡素化・効率化を推進する。ということにいたしております。この提案につきましては、現在システムそのものが、かなりのデータの蓄積が行われており、余力が少ないという状況もあります。それから耐用年数、保守期限、いろんな関係によりまして、平成18年度に新しい型を導入するということに予定されております。新しい型にしますと、現在よりも能力的にスピードアップが図れ、また、データ量もまだ増やせると、そういったことになりますので、こういった機会を捉えて、さらにこの電算活用ができないか、担当部署と職員間で勉強会、これをもっとやりまして、さらなる活用を図っていきたいというふうに位置付けております。そのため、平成18年度が導入予定ということにいたしておりますので、検討及び実施期間として、平成18年1月から検討し、導入できるかどうか、新しい型について、こういったものが組み込めるかという検討を加えた上で実施していきたいということ

で、到達年月を平成18年12月。公表時期を実施期間終了後。といたしております。指標といたしまして、平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1.電算システムの能力アップに伴い、新たに反映することとした案件について。ということでしたしております。以上です。

事務局

続きまして、26の9から26の13まで、組織機構専門部会の古野課長が提案いたします。

古野本部長

組織機構専門部会から、5件ご提案させていただきます。連番26の9。担当専門部会、組織機構専門部会。担当部署、総務課。この総務課につきましては、条例改正等を伴いますので総務課といたしておりますが、それ以後、改正の後には、当然、窓口開設を行う担当部署になっていきます。大分類「地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進」、中分類「組織機構」、小分類「柔軟な組織の編成」、細分類「住民の窓口サービス向上の推進」、具体的改革項目「時間外窓口の設置」、実施概要、現在、窓口の受付は、8時30分から17時15分まで行っているが、更なる住民の利便性の向上を図るため、平成18年度を試行期間として、毎週1回、17時15分～19時00分まで時間外窓口を設置する。その際、業務に従事する職員は交代制とし、労働基準法で定められている週40時間の労働時間を守るため、時差出勤で対応する。なお、この試行期間の利用状況や住民の意見（聞き取り調査）を分析し、次年度以降、引き続き開設するかどうかを決定する。また、開設するとすれば全庁的に開設するものか、それとも一部署だけを開設するものかも併せて決定する。ここで住民の方に意見の聞き取りをいたしまして、開設を18年度試行期間として、平成18年度に行いたいとご提案させていただきます。検討及び実施期間としましては、平成18年度実施。開始年月、平成18年4月。到達年月、平成19年3月。公表時期、平成18年度終了後。指標といたしまして、試行期間終了後、聞き取り調査により取りまとめられた意見を分析し、その効果を評価する。また、次年度以降の実施の是非について、公表する。財政的效果は不明ですので0とさせていただきます。次に、連番26の10。担当専門部会、組織機構専門部会。担当部署、総務課。これも条例等の改正がありますので総務課といたしておりますが、改正後には、当然、特別収納対策課になるかと思えます。大分類「地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進」、中分類「組織機構」、小分類「柔軟な組織の編成」、細分類「滞納整理する専門組織の設置」、具体的改革項目「特別収納対策課の設置」、実施概要、町税、使用料及び手数料、負担金、貸付金等の滞納者の状況を調査把握し、正当な理由が無いにもかかわらず納税に応じない滞納者に対し、給与、預貯金、不動産等の差押えを強化する。また、住宅家賃等の使用料についても、正当な理由が無いにもかかわらず納付に応じない滞納者に対し、退去等の民事訴訟手続きを実施するため、特別収納対策課を設置する。分掌事務といたしまして、1.町税等の徴収及び正当な理由が無いにもかかわらず納税、納付に応じない滞納者の滞納処分。2.執行停止、不納

欠損処分。3. 納税、納付意識の啓発及び指導等。また、正当な理由が無いにもかかわらず納税、納付に応じない滞納者を抽出し、特別収納対策課へ引継ぐことを目的とする「滞納整理に関するプロジェクトチーム」を、平成17年度中に立ち上げ、滞納の現況と課題を把握し、詳細に分析・検討する。プロジェクトチームの構成、税務課、保険課、建設課、福祉課、学校教育課。各課の担当係長と係員の2名で合計10名。実施期間としましては、この個票の出し方が後先になりますが、次回にグループ制の導入をご提案させていただきますが、そのグループ制導入を平成18年の10月からと考え、ご提案させていただきます。それに併せまして、この特別収納対策課の設置を平成18年の10月としまして、開始年月、18年の10月。到達年月を平成22年3月。公表時期、実施期間終了後。指標といたしまして、平成21年度までの滞納処分の強化による収納額等を算出し、その効果を公表する。財政的効果は不明ですので、現在0としてご提案させていただきます。連番の26の11。担当専門部会、組織機構専門部会。担当部署、総務課。これも条例等の絡みで総務課とさせていただきます。大分類「地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進」、中分類「組織機構」、小分類「職員配置の適正化」、細分類「定員管理の適正化」、具体的改革項目「収入役事務の兼掌」、実施概要、収入役は、現金、物品の出し入れや保管などの会計事務に関して、町長から独立した権限を持つ最高責任者であるが、総務省は行財政改革の一環として、2004年5月、地方自治法の一部を改正し、町村のみならず人口10万人未満の市も収入役を置かず、長又は助役が収入役の事務を兼掌することができると定めた。また、IT（情報技術）化に伴う出納業務の簡素化などから、この法律の改正により、収入役事務を、長又は助役が兼掌する自治体が全国でも増えている。このことから、行財政改革に取り組んでいる本町においても、助役がその職を兼掌することとする。検討及び実施期間、平成18年度から実施。開始年月、平成18年6月。これは6月としておりますが、これは収入役の任期が切れず翌日からといたしております。到達年月、平成22年3月。公表時期、実施期間終了後。指標といたしまして、実施期間終了後、出納業務の状況及び兼掌における効果を、評価する。財政的効果は、財政専門部会の方からご提案しておりますので、ここにおきましては0とさせていただきます。次に26の12。担当専門部会、組織機構専門部会。担当部署、総務課。大分類「地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進」、中分類「組織機構」、小分類「職員配置の適正化」、細分類「女性職員の積極的登用」、具体的改革項目「女性職員の管理職登用」、実施概要、男女共同参画の進展により、様々な分野への女性の進出が加速しているが、本町に於いては、女性管理職員（課長）が1人もいないのが現状である。そのため、人材育成基本方針に基づき、男性、女性の区別を設けず、本人の能力や適正等に応じ仕事の割り振りをしていくなど、積極的に改善していく必要がある。よって、平成18年4月以降からの女性管理職登用に向けて、職務経歴や研修実績を適切に管理する経歴管理を導入し、計画的な人事異動管理を図る。なお、実施にあたっては、管理職として必要な多種多様な職務経験を積めるよう、能力向上のための研修等に積極的に参加できるよう配慮するものとする。男女共同参画とは、男女がお互いを尊重しあい、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に

発揮し、喜びや責任を分かち合うこと。ということで、参考のためにここに記載しております。実施期間といたしましては、平成18年度から。開始年月、平成18年4月。到達年月、平成22年3月。公表時期、実施期間終了後。指標といたしまして、実施期間終了後、女性職員の管理職登用の実施状況により、評価する。財政的効果は不明ですので0と提案させていただいております。26の13。担当専門部会、組織機構専門部会。担当部署、総務課。大分類「地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進」、中分類「組織機構」、小分類「職員配置の適正化」、細分類「人事管理制度の導入」、具体的改革項目「昇格資格試験制度の導入」、実施概要、昇格資格試験制度の導入については、人材育成基本方針の中で、位置付けて実施する。昇格資格試験制度の目的。住民サービスの向上に繋がる。職員のやる気を起こさせる。

職員のレベルアップ（意識の高揚）。実施期間としましては、平成18年度から。開始年月、平成18年4月。到達年月、平成22年3月。公表時期、実施期間終了後。指標といたしまして、実施期間終了後、全職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。財政的効果は、これも不明ですので0としてご提案させていただきます。以上、組織機構専門部会からのご提案です。よろしく願いいたします。

事務局

続きまして、26の14につきましては、行政運営専門部会の方で検討いたしておりますので、本松課長の方より説明をいたします。

本松本部員

26の14です。担当専門部会、行政運営専門部会といたしております。ここで附属機関の見直しについて、行政運営が取組んだという部分でちょっとご説明をいたしますが、いわゆる附属機関として、委員会、審議会というのが、施策や事業を策定する段階において、住民参画によるまちづくりであると、そういった位置付けをいたしております。その中で、行政運営が住民参画の推進、あるいは住民ニーズの把握、こういった分野を取組んでおりますので、関連があるということで行政運営で取組むようにいたしております。担当部署、総務課。大分類「地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進」、中分類「組織機構」、小分類「附属機関の見直し」、細分類「附属機関の見直し」、具体的改革項目「附属機関の見直し」、実施概要、この項目は、第3次改革において未実施であったため、附属機関と住民の行政への参画のあり方について見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。現在、委員会、審議会等が42機関あり、委員数は延べ610人。選任区分は、議会、行政、各種団体、学識経験者、公募、教育機関、専門職等で構成されており、総委員数の約60%が「充て職」、女性比率は13.81%、公募0.3%という状況である。附属機関の見直しにあたり、住民の段階的な行政への参加を促進するため、既存の附属機関について、従来のあり方にとらわれることなく、法令等によるものを除き、統廃合、構成員数、女性委員の登用の推進と選任基準、幅広い住民参画のための重複就任の制限、行政職員（OB含む）就任の制限、報酬等について検討し、運営の適正化・効率化を図る。また、新たな施策の展開に伴う附属機関等の新設にあたっては、スクラップ・アンド・

ビルドを徹底し、組織の拡大を抑制していく必要がある。よって、委員会、審議会等の附属機関の見直しと、住民参画推進についての検討期間を平成18年度として定め、検討終了後に、その結果を公表するとともに、実施に関する個票を追加するものとする。なお、平成17年度に、先進地事例調査、資料収集、各課局のヒアリング等を実施し、平成18年度に設置基準、実施時期等の検討および関係機関との調整を行うこととする。としております。開始年月を、平成18年度を検討期間といたしまして、到達年月、平成19年3月。公表時期、平成18年度終了後。指標といたしまして、平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1. 既存機関の見直し結果について。2. 設置基準の検討結果について。3. 検討結果を踏まえた実施時期について。ということにいたしております。資料といたしまして、次のページに審議会の設置数、構成人員の取りまとめたものと、下の方ですが、要綱策定にあたってということで、今後の検討項目を掲げております。その次のページに、現在の委員会等の一覧表。それから次のページが、平成16年度、いわゆる、こういった審議会、委員会等の開催された実績をもとに、平成17年度の報酬等の推計表を添付いたしております。以上です。

事務局

続きまして、26の15から17まで、最後までになります3項目につきまして、施設専門部会、津野課長の方より説明いたします。

津野本部員

それでは施設専門部会からの個票について説明させていただきます。まず連番26の15。担当専門部会、施設専門部会。担当部署、健康増進課、社会教育課。大分類「民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進」、中分類「管理」、小分類「施設管理の改善」、細分類「施設管理の改善」、具体的改革項目といたしまして「利用申請等の改善」、実施概要、町民の利用施設である、総合福祉センター、文化体育総合施設については、指定管理者制度を導入することにより、土曜、祝祭日、時間外の利用申請等ができるよう改善する。検討期間といたしまして、開始年月が17年10月。到達年月が18年9月といたしております。指標は、検討期間終了後、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1. 指定管理者制度導入後の利用申請等の改善結果について。を公表する内容といたしております。財政効果については、一応0円であげております。次に26の16。担当専門部会、施設専門部会。担当部署、健康増進課。中分類が変わりまして「運営」、小分類「民間委託等の推進」、細分類「指定管理者制度の導入」、具体的改革項目「総合福祉センター」、実施概要、この項目は、第3次行政改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。鞍手町総合福祉センター（くらの郷）は、平成10年度から平成12年度にかけ建設された、比較的新しい施設であり、現在、その管理、運営は鞍手町社会福祉協議会が行っている。管理、運営経費の年間の収支は、風呂等の利用料金収入が約2130万円であるのに対し、管理費として約5353万6千円を支出している。よって、平成17年度中に検討を行い、平成18

年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。検討期間といたしまして、平成17年の10月。到達年月が18年の3月。公表時期、平成17年度終了後といたしております。指標といたしまして、平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1. 指定管理者制度の導入の是非。2. 導入を是とする場合は、その効果について。3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について。財政的効果といたしましては、267万6千円を掲げております。これにつきましては、前回でもご説明いたしました。管理費の5%削減を目標として掲げております。次に26の17。担当専門部会、施設専門部会。担当部署は社会教育課。細分類までは同じで、具体的改革項目が「文化体育総合施設」、実施概要、本施設は、昭和50年～60年にかけて設置された、近隣に類のない複合施設であり、体育協会、美術協会等をはじめとする各種団体の生涯学習、社会体育、体験活動等の幅広い活動の拠点となっている。管理・運営経費の年間の収支は、利用料金収入が約600万円であるのに対し、管理料として約2100万円を支出している。よって、平成17年度中に検討を行い、平成18年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。これも検討期間といたしまして、開始年月が平成17年10月。到達年月が平成18年3月。公表時期は平成17年度終了後といたしております。指標といたしまして、平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1. 指定管理者制度の導入の是非。2. 導入を是とする場合は、その効果について。3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について。といたしております。財政的効果につきましては、これも管理費の5%を目標といたしまして、105万円を掲げております。以上で施設専門部会の提案を終わります。

事務局

以上で、本日予定しておりました17件の提案を終わらせていただきます。

福本会長

今ですね、資料26の説明が全て終了いたしました。次は審議に入りますけども、審議の前にですね、10分間小休止をしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。暫時休憩です。

暫時休憩

再開

福本会長

会議を再開したいと思っております。前回のですね資料があると思ひますけども、まず前回の資料を出してください。前回、まだ残っているところがあるんですよ。よろしいですか。資料番号ですね、23の7まで終わっておりますので、23の8から

審議をしたいと思っております。

榊原委員

継続というのが残ってなかったですか。

福本会長

だから、23の8からしたいと思っております。よろしいですかね。

榊原委員

23の8に行く前にね、継続というのがなかったですかと言ってるんです。

福本会長

まとめの継続でしょ。今言われているのは。まとめの継続であると思いますので、23の8から審議をしたいと思います。ご意見、ご質問のある方はどうぞ。はい、どうぞ。五百路委員さん。

五百路委員

ちょっとお尋ねいたしますが、老朽化に伴うこの施設改修計画ですね。18年になっておりますが、その前に1つ、2つお尋ねいたしますが、アスベストの調査はもう行っていらっしゃるのでしょうか。それとその対策ですね。それから、耐震工法もできているのでしょうか。それをお聞きしたうえでお尋ねしたいのですが。

福本会長

はい、どうぞ。津野課長。

津野本部員

それではお答えいたします。まずアスベスト関係でございますが、これにつきましては、9月議会に調査の予算を計上いたしまして、対象施設が、今、私が持っております資料では、このアスベストに関しましてはですね、飛散性、飛び散るのものですね、非飛散性、飛び散らないアスベストが使用されている施設がですね、99施設ございます。その施設の内の、そういったアスベストの使用が考えられる施設として53施設。今のところ目視段階ではなっております。その中のですね、いわゆる飛散性の飛び散るアスベストの使用が考えられる施設がですね、16施設、39箇所。現在の目視段階では確認されております。それにつきまして、もう業者が決まっておりますので、現在、その箇所につきまして調査中、調査をやっている段階でございます。それと耐震の関係をもう1つお尋ねでございますが、これも昨年度も、北中学校と南小学校の耐震診断をいたしております。そこら辺につきましては、他の各学校もございますので、そういった耐震計画、またアスベスト関係の調査が終了するのを待ちましてですね、そういった関係で、18年度にいわゆる改修計画を行うということにいたしております。以上です。

福本会長

はい、五百路委員。

五百路委員

ありがとうございました。それからもう1つですね、例えばその、この改修計画なんですけど、これは優先順位というのは無いんでしょうか。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

当然ですね、優先順位というものは出てまいります。それで今、専門部会で考えておりますのは、優先順位としては、やはりアスベスト関係が最優先されるのではなからうかというふうに考えております。そういった中で計画書を策定した段階です、そういった優先順位も定めていきたいというふうに考えております。以上です。

福本会長

よろしいですか。はい、他にございますか。ございませんか。では次に行きます。23の9ですね。大谷自然公園でございます。何かご質問のある方。ございませんか。はい、どうぞ。武谷委員さん。

武谷委員

ここの係の方の、社会教育の方はどなたか現地に行かれた方いらっしゃいますでしょうか。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

私は建設課でございますが、この事業はですね建設課で行っております。昨年から。その前の年、平成15年につきましてはですね、企画財政課、当時のですね。その後、まちづくり対策課ができましたけど、企画財政課の段階です、計画、造成まで行っております。その後、16年度から建設課が引き継ぎまして、昨年度に管理棟と、バンガロー8棟、それと一部舗装も行っておりますが、ここを社会教育課といたしておりますのは、いわゆるこの施設の目的が、生涯学習の場、そういった青少年健全育成の場というようなことの発端からですね、当然、社会教育課が後の施設の管理についてはですね、やっていくもんだということの中でですね、まだ正式には決まっておりますが、現段階ではですね。だからそういった施設の、自然公園の状況から、つくった目的からいきますと社会教育課が担当すべきだというふうに考えておりますの

で、担当部署を社会教育課といたしております。まだ今年も事業を、まだ発注しておりませんが、園内の整備、それから研修棟、それから炊事場、諸々のまだ工事がかなり残っておりますので、工事が済み次第ですね、社会教育課に最終的に引渡すような形になると、我々、今、考えております。以上です。

福本会長

他にご質問のある方。はい、五百路委員さん。

五百路委員

お尋ねいたします。この大谷自然公園は先ほど申されたように、おそらく社会教育課の担当だと思います。これは青少年の育成の施設だと思いますが、この分に対して広報なんかには出されたんでしょうか、私が見落とししたのかもしれませんが。こういう企画立案というのはやはり町民に周知すべきではないかと思いますが。私がちょっと見落とししたかもしれません。この分に関しまして。広報では、そういうのは見た記憶は無いんですが。1度伺いまして、私もびっくりいたしました。この大谷自然公園ですね。だから、これは青少年の育成のためにおそらくつくったと思うんですが、そういう企画立案等は、やはり町民に周知して、こうだからという形でされた方が良いのではないかと思います。それからもう1つ、現時点では具体的な管理運営方法が定まってないとのことなんですが、その普通、事業実施の前にですね、やはり運営方法を計画策定の時に出すべきではないんでしょうか。例えば、これは私1人の考えですけども、家等を新築する場合ですね。それはまあ1年前にそういう計画を立てますよね。これには、この文章からでは、現時点では何もしてないと書いておりますね。その上、全く全体像というのが分かっていないのに1年後に指定管理者制度を導入すると書いておりますが、その1年ぐらいで、そういう運営方法とか、実績というのが分かるんでしょうか。ちょっとその旨お聞きしたいと思います。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

私も引き継いでですね、当初からの、いわゆる計画から立ち入って、いろいろ計画をしておりませんので、詳細にわたっては分からないかと思いますが、私の分かっている範囲内でちょっと説明をさせていただきたいと思います。まず町民がこういった大谷自然公園というものを把握しているのかと、こういった経緯でつくったのかというようなことだと思いますが、これは平成6年に住民参加型でくらの郷づくり計画という計画をつくっております。また、平成12年にはですね、都市計画マスタープランというものをつくっております。この中にもですね、住民からのいわゆる意見等が、住民参加型でこういったプランを計画いたしましたので、そういった意見が出されておりましたので、そういうことで、またあの、総合計画、鞍手町の総合計画の後期基本計画にも位置付けられておりますので、計画したというふうに私どもは伺って

おります。それと、事業計画、それから管理運営方法等についてということですが、確かにですね、バンガロー等が、今もう完成しておりますので、その施設は、やはりキャンプ目的、その目的があってバンガローをつくっておりますので、そういった目的でつくっております。またあの、他のテント等もですね、今からまた用意しなくては行けません、キャンプファイヤー等もできるような、それと薬草園等も考えております。全体的には、そういった施設の中からはいろんなことが考えられるわけですが、ただ、利用料金とかですね、管理条例等もまだつくっておりませんので、それにつきましては本年度中にですね、管理条例、都市公園条例につきましては、今度の12月議会に予定をいたしております。それで管理条例は3月議会に予定をいたしております。そういった中で、ここで具体的にいろんなどういうふうにするんですよというようなことが、まだ具体的に決まっておりますからですね、そういった中で、指定管理者制度の導入というのは、やはり無理があるということの中からですね、1年間、その計画に則って、条例に則ってですね、管理運営を直営でやって、そして様子を見ながら19年度から指定管理者制度を導入した方が、専門部会では3年ぐらい模様を見た方がいいんじゃないかと思っておりますけども、結果的には1年で、ということで指定管理者の導入は19年度より導入するということで結論付けております。以上です。

福本会長

他にございますか。はい、有松委員さん。

有松委員

大谷自然公園でですね、実際に現場に行っても確認したのですが、あそこが町の環境美化に関する施行規則によると、古門の大谷地区は重点地域に指定されているんですが、今の自然公園の中ですね、雑草が茂り、それから側溝があるんですが、その側溝の周辺がですね流出して、今後の補償に相当な金がまた掛かるのではないかと懸念しているんですが、平成17年度中には完成する予定でしょうか。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

確かにですね、1度作った側溝が、雨で若干傷んだ箇所も数箇所ございます。それと、その横に、側溝の横に管理道路ができてはいるわけですが、その道路についてはですね、園内の管理道路として、本年度整備をするようにいたしておりますので、側溝の手直しも一緒にですね、当然していかなければ排水が効きませんので、本年度、一応実施いたします。以上です。

福本会長

よろしいですか。他に。はい、榊原委員さん。

榊原委員

大谷の自然公園について、町長への手紙ということで、維持管理についてどう考えられますか。費用はいくらぐらいかかると考えられますかと。こういう趣旨のお手紙を差し上げました。これについて、いわゆる文書で回答していただきたいと、こういうことを書いてお出ししたんですが、結局、文章での回答はありませんでした。で、なお、その口頭での回答の中では、あそこの公園は、いわゆる薬草園として薬草を育てるんよと。じゃあ薬草はどなたが育てられるんですかと。いやそれは山本先生が育てるんよと。山本先生と云ったって、お1人で育てるわけにはいかんでしょと。どうやって維持管理をされていくんですか。どうやって町民のためになるようにされるんですかと。こういうお話をしましたのですが、結局、まだはっきりとは何も決まっていなくて、どんどん、どんどん、第2期工事、第3期工事ということで工事が始まって、最終段階を迎えようとしているわけですが、いわゆるその方がおっしゃるには、私は途中から受け継いだんですよ、だから、最初のことは分かりません。そういうようなお話がずっと続いて、今もそういう回答があったわけですが、こういった事業に対してですね、いわゆる費用対効果とか、あるいは維持管理とか、そういった問題がですね、どこでどういうふうに話をされてきたのか、これは非常に大きな行革の1つの問題だろうと、こういうふうに思うわけです。で、ある方の説明は、これは町長の発案だから、町長がよく知っていると、こういうようなお話も聞いたわけです。町長の発案と言ったって、町長1人が決めるわけでもなからうにというような思いで話を聞いたわけですが、いずれにしてもですね、私はこういった事業の進め方、あるいは検討の仕方、これが仮に住民代表やら、いろいろな方が出られるとしてもですね、その責任体制というのは、全く明確になっていないというところですね、やはり、非常にこの管理運営については問題があるんじゃないかと。私は薬草園という話を聞きましたので、薬草園として、仮に維持管理するのなら、今から薬草の興味のある方を募集して、そして薬草の勉強をし、そして薬草を育てるボランティアでも公募して、そういった方たちに薬草園の維持管理をお願いされたいかがでしようかと、こういう提案の手紙もお出しした覚えがございます。しかし、それに対しては、何の反応もございませんでした。で、私は、これがですね、私自身がどうのこうのということではなくてですね、やはり、こういった大きな、何億もかけるような事業をですね、責任体制が不明なままですね、最終段階を迎えるということについてですね、これはね、大変な憤りを覚えるわけです。で、これについてですね、やはり指定管理者制度云々の前にですね、いわゆるどうやっていくのか、どうするのかと、これからのこういう事業の進め方全部についてですね、やはり考え方を1つ変えんといかんのやないかなという思いをしてお話をしたわけです。

福本会長

はい、他にございますか。はい、宮崎委員さん。

宮崎委員

23の9、それから10、11は、指定管理者制度の導入ということになっていますよね。私、今、榊原さんがいろいろご心配なさってるけれども、そのことをとやかく言うんではなしに、指定管理者制度を導入することができるのか、できないのかということを検討すべきではないかという具合に思います。というのは、仮にここで1つ、例をあげて言うなら、バンガローについては、特別の免許はいらない。草スキーについては、ひょっとしたら体育指導員という免許を持った人がしなきゃならない。それから薬草園については、例えば、薬剤師とかなんとかそういう人の準備がいるだろう。そういうものがないと、薬草園でケシの花を作るとか、いろんなことになりかねないということもありますので、そういうことで、そういうものが十分に整備されてから、今、言うように、この平成18年の4月から、その検討に入るということでありますので、私は整備ができてからでないと、あるいは、また整備が、一気に全てが、この薬草も作る、草スキー場もできあがるというのが、全て来年の平成18年からできるというものではないだろうと思いますが、そういうことからして、そういう方向で導入するか、しないのかという方向でもって、今後の計画が進められるという具合に考えてみたらどうかなというふうに思います。で、指定管理者制度というのは何かと言いますと、役所がすると金がかかってしょうがない、指定業者がやってくると合理化したり、いろんなことを考えて、そういう発想でコストを安く管理ができる。というのが一番大きな題目だろうと思います。したがって、そういうことで整備ができ次第、次々に免許を持った人、例えば、危険物の免許を持った人、あるいは電気の免許を持った人、もう1つは、この前の話に出ましたけど、犯罪があるとか、それから、いわゆる破壊活動があるとかというようなことに対して、それにどんなふうな対応が必要なのかということが十分でこないと、指定管理者制度といったって、民間の人が、それはうちでやりましょう。ということにはならないと思うんで、その辺りの整備ができてから、これは徐々に検討していけばいいんじゃないかなという具合に思います。したがって、今、いろいろとお話が出ましたけれども、薬草園は何年位までにつくるとか、草スキー場は何年頃までにどのような形にするのかとか、例えば、草スキー場といったって、この近辺の人達はスキーの道具があるわけでもないでしょうから、それこそ、えびじょうけを尻に敷いて滑るのか、どうなのか。そういうふうな、いろんな形があるのかと思いますので、そういう整備ができてからでないと、この指定管理者制度の問題にとりかかるわけにはいけないと、ただ、こういうことで検討したら良いでしょうということとは、私は進めるべきであろうという具合に思います。またあの、後にも、私も直接関係ありますけれども、福祉センターについても、私の方が今、管理しておりますけど、このことについても十分に、そういう意味で、合理化ができるのか、どうなのか。福祉センターでは、今、例えば5000万円かかっているのを、これを3000万位にできるのであれば指定管理者制度にすればいいし、それがやっぱり、そうすると余計、お金がかかるんだったら今のままだろうし。ということに、私は、なる問題だろうと、ここにあげられたのは、そういう方向であろうという具合に思っておりますので、その辺り1つよろしくご指導願います。

福本会長

はい、わかりました。会議の冒頭にも言いましたように、諮問機関でありますから

ね。その諮問を受けているわけですから、諮問に対してのまとめたご意見を言っていたら1番良いと思いますので、よろしく願いいたします。次に行きます。23の10でございます。いわゆる町の葬祭場ですね。今は町の方でやっておりますども、これもいわゆる、今、言われましたように、指定管理者制度の導入ということでございますので、そこら辺のご質問、あるいはご意見を拝聴したいと思っております。何かございますか。はい、榊原委員さん。

榊原委員

今ここに、いわゆる年間の費用ですね、これを書いてあるわけでございますが、いわゆる総額費用1587万円。これはぎりぎり詰めて詰めて、詰めた努力をした結果と考えてよろしございましょうか。

福本会長

はい、後藤課長。

後藤本部員

住民課からお答えいたします。今、総額が1587万円の支出となっております。これ以外にですね、水道代と電気代を含んでおりません。この1587万円は、平成16年度の実績に基づいたところの数字でございます。ですから、現状の数字がぎりぎりということになっております。この中には、修繕費は入っておりません。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

予算には当然、歳出も歳入もございます。もうご存知と思います。鞍手町全体で、やはり経常経費については非常に努力をいたしております。例えば、具体的に言いますと、昼休みに電気を消したりですね、そういう形で使うものはすごく努力をしながら予算措置をいたしております。この1587万円というものも、今、住民課長が申しました、電気代とかいろんなものがございます。委託料とかございます。そういうのも、今度、当初予算からですね、委託料につきましても1割カットという形で、業者をお願いをしながら最低限の予算、歳出予算で、今日までできておりますので、努力をした結果という形でご理解いただければと考えております。以上です。

福本会長

はい、榊原委員さん。

榊原委員

努力をされた結果というお話でございますが、私が思うとですね、いわゆる年間80万弱のお金の節減効果ですね。5%が目標ですけども、いわゆる、こういう目標を

立ててですね、これだけ以下にできないかという努力をされているのかどうか、いかがでしょうか。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

実はですね、先ほど申しあげました、非常に節減効果の努力をしながら、今日までできていると。ただ、他にまだないのかということをお考えますと、今現在、一部委託ということで直営でいたしています。そういう中で、一般に言われておりますが、指定管理者制度にするとですね、業者を公募する中で非常に効果が生まれてくると言われています。私どもが、今、5%程度として考えておりますのは、業者を選定するにあたりまして、基本的には、指名競争入札という形になってきます。そこで指名競争入札をする時点では、基本的には入札に対する予定価格というのがございます。その予定価格の設定においてもですね、5%程度の財政効果が出てくるという形で、まず最低限でも5%の目標をという形で考えております。榊原委員が言われるような形でですね、より10%、15%の削減努力はしてまいりますが、一応、とりあえず目標を5%として設定しているわけでございます。以上です。

福本会長

よろしいですか。では次に行きます。23の11でございます。町の衛生センターでございますけども、ご意見、ご質問のある方はどうぞお願いいたします。はい、宮崎委員さん。

宮崎委員

これはあの、下水道整備との関わり合いがあるかと思いますが、この辺りはどんなふうに考えてありますか。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

お答えいたします。やはりあの、今、木月地区につきましては、下水道もかなり推進されまして、普及がされておるところでございますが、現状ではですね、専門部会で調査する中では、いわゆる下水道も普及しておりますが、それに反してですね、今、簡易水洗の設置数がかなり多いということの中から、処理量はほとんど、下水道は普及するにもかかわらず、処理量は変わらないというのが現状だということを担当の方から伺っております。以上です。

福本会長

よろしいですか。はい、津野課長。

津野本部員

ちょっと申し添えますが、当然ですね、今から先、ずっと普及していきますと、やはり処理量は減っていくというふうな形になろうかと思えます。

福本会長

はい、宮崎委員。

宮崎委員

町の下水道の施設の計画というものがあろうと思えます。例えば、平成50年までに完成するとか、その他は、今、あなたがおっしゃったように、簡易水洗とか、あるいは合併処理浄化槽とかいうのがあろうと思う。それも地図から見てですね、この地域はこれぐらいだろうと、こういうふうな、例えば、室木の奥の方の長谷辺りにどんどん下水道をひいてやるというのは、とても今の町の財政ではできることではないと思えますので、その辺りはおおまかで決まっていると思えますので、そこで、この指定管理者制度にもっていくことについては、そういう計画がなしに、ここにポンと出されてもですね、良いか、悪いかというのは、ちょっと判断がしにくいんじゃないかなと思う。だから、私はおおまかでもいいから、鞍手町では最終的にはこれぐらいの簡易水洗と、それから合併浄化槽ができる予定だというものを置いて、計算していかないとですよ、簡易水洗の場合であれば、それはこの衛生センターはいると思えます。ところが合併処理浄化槽であれば、普通のきれいな水にして流すわけですからね。それはたいして必要じゃないというようなことになろうと思う。だからその辺りもですね、ちゃんとしないと、指定管理者がやりたいと思っても将来的につぶれてしまうということであれば、受ける人がいなくなるということになろうかと思うので、その辺りは、やっぱりある程度、きちんと踏まえておかないといけないという具合に思えます。もう1つ言いまして、例えば、そういう使用量が少なくなるということになると、例えば、今の1市4町ですか、そういうところで一緒につくろうじゃないかということだって私は考えられてくると思う。そういうことでやっぱり考えておかないと、ここで指定管理者制度というのは、簡単にポンと出せることではないんじゃないかなという具合に思えます。以上です。

福本会長

答弁は要りますか。

宮崎委員

答弁は要りません。

福本会長

次に行きます。23の12でございます。学校給食の民間委託でございますが、何

かご質問、ご意見がございますでしょうか。はい、榊原委員さん。

榊原委員

これは、今の施設が古くなってきているから、その設備を更新せずに民間に委託したいと。こういう趣旨でよろしいですかね。で、私は思うとですね、この、いわゆる学校給食というのは、この前、50周年記念の時に講師の方がおっしゃいましたように、いわゆる食育、こういう問題が1つあります。それからもう1つは、地元の農業振興、こういう問題がある。これは地産地消という問題も含めてですねあるわけです。今、例えばここで、年間7000万の給食費が入りますよと。そして、その結果、使う金が9500万くらい使いますよと。差し引き2500万くらいマイナスになってますよと。こういう考え方でよろしいですかね、現状は。

福本会長

はい、津野課長。

津野委員

お答えいたします。収入は約7000万。それから、管理費が9480万。差し引き2480万円のいわゆる町負担ということにしております。それはあの、この民間委託の関係ではですね、他の市町村を調べましたら、那珂川町と春日市、これは中学校だけになりますが、一応、採り入れているということで、大体、給食費程度でですね、今、給食費1食あたり260円いただいているわけですが、それぐらいで、大体、単価的には収まっているというような状況の中ですね、これを実施するためには、やはりPTA、保護者等の理解を得る必要がございますので、一応、検討期間といたしておるわけでございます。管理費の9480万円については、このとおりでございます。

福本会長

はい、榊原委員。挙手をしてお願いします。

榊原委員

はい。今、お聞きした2480万円の持ち出しということで、それを避けるために民間委託をしたら近隣の町村で良かったと。こういうお話だと思いますけども、私は、この給食という問題はですね、やはり地元の材料を使って、地元のいわゆるものを使うというのを基本にですね考えていかないと、方向を大きく間違うんじゃないかなと。で、今、住民なり、農業団体の方たちも、この前の冊子を見ると一生懸命、今、努力をしてみえる。ところが、その努力をすることをですね、いわゆる行政としては支援をし、そして助けていくのが行政の本来のあるべき姿であって、それを住民の力を借りずに、そのままもう、ここですぐ民間委託への検討というふうに短絡していくのは、ちょっとどうかなという思いがいたします。私が思うのは、やっぱり今、こういったお金がですね、少しでも地元に残らないと町は活性化しないわけです。で、今、お金

が全部外へ出る構造になってるから、町が栄えない。ですから、町の発展のためにもですね、いわゆるこういうことじゃなくて、地元が汗をかいて、そして地元住民が、今、我々、話が出ている、いわゆる住民との協働という考えの中で、こういった問題の解決を真剣に検討していくべきが、本来のいわゆる行革であろうというふうに考えます。ですから、こういう考え方に対しては、ちょっとどうかという意見を持っております。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

事務局であって、総務課長という立場でありますので、ちょっとお話が難しい部分がありますが、確かにですね、この前の、50周年の講演の中で確かに言われました。食育、食の大事さと言われたことは十分理解をいたしておりますし、それと地産地消、地元の産品は地元で使う、消費する。安全性の問題からも、そういう部分は確かに必要だと思います。それも含めてですね、ここに書いております。まず18年度で検討すると、その辺りも含めてですね検討させていただくという考え方を持っております。その結果ですね、ここに書いておりますように、導入するのが是か非かというところを検討するという形にまず考えております。基本的には、やっぱり行政改革という波の中ですね、やはり少しでも経済効果を発揮させるという意味合いで、民間委託の方向性は見出してあります。ただ、18年度に検討するというのは基本原則ですね。それと地元業者の問題も確かにあろうかと思えます。確かに、今の学校給食の中に、何割かは地元の業者も入っておられる部分もあるだろうと考えております。当然、民間委託ということになればですね、地元の参入というのも十分考えられますので、その辺りでやっていけないのではないかと考えて持っております。ただ、18年度中で検討するという形でございますので、その辺り、今、榊原委員の言われた形も含めてですね、検討の中で考えていきたいと思っております。以上です。

福本会長

はい、宮崎委員さん。

宮崎委員

この件についてはですね、私は賛成したいと思えます。というのはですね、社会福祉協議会で、赤い羽根募金の1部を使って老人給食、それから今、行政サイドで措置制度として、老人に弁当を支給しているということを、ずっと過去の実績を見ますとですね、大きな問題はほとんど起こっておりません。問題があるとすれば、ちょっと20分遅れたとか、留守だったから弁当を持ち帰ったとかというようなことはございますが、一部民間に弁当の製造、それから配達をさせてもらっていますけれども、昨年9月ですかね。やっておりますけどほとんど問題がないということでもあります。ただ、小学校ということになりますと、人数がどのくらいになりましようかね。100

0人ぐらいになりますか。だとすると、それだけの弁当ができるかどうかということはちょっと問題かなという具合に思っていますので、民間委託という、活用するという意味では、私は良いのではないかなと。ちゃんと1カ月前に、翌月のメニューができますし、そのことをちゃんと調理師さんが、ちゃんとチェックしてあれば。ただ、地産地消ということになりますと、これはお米と野菜はできるかもしれませんが、他のお肉とか、お魚とかいうのは、地産地消にはちょっと向かないので、その辺りはどうかと。もう1つ言って、お米の値段は、鞍手町は良いお米ができますので、安いお米が入るかどうかがということがありますので、これは安いコメを買うとすれば、どこか他のところか買わないといけないんじゃないか。250円ではちょっと無理かなという気がいたします。ということで、民間活用については、私は良いと思います。

福本会長

はい、薦野委員さん。

薦野委員

初歩的な質問ですみませんが、9から11までが指定管理者制度の導入と、それから12になりまして、民間委託となっておりますがですね、制度を導入するにしても、民間委託にしても、私は中身はどれだけ老朽化しておるか分かりませんので、あと1、2年でね、もう投資しなければいけない状態なのに、例えばですよ、民間委託とか、そういうので引き受け手があるかどうかといいますかね、施設がですね。いいですか質問として。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

お答えいたします。ここにあげております、今の給食センターで、調理場で作っておりますが、その施設を使ってですね、民間委託に出すということではですね、この個票の中ではあげておりません。民間の施設を使った、いわゆる給食ということを提案いたしております。それで、まずそこら辺もですね、当然、今、共同調理場がございますので、指定管理者制度を導入してですね、今の施設ですと。それが民間の業者に入ってもらって、また今の施設ですということも検討いたしました。この施設はですね、ここにも書いておりますように、昭和43年に建設された施設でございます。かなり、やはり随時、悪いところは少しは改良いたしておりますが、やはり民間委託、それから指定管理者にすると、全面的にですね、やはり使い道が悪いというようなことになりかねないからですね、そういった施設の改修にお金をかけるよりも、むしろ全面民間委託に出した方が、かなり経済効果が出るんじゃないかなというふうなことからですね、業者の施設を使った給食ということで掲げております。

福本会長

はい、よろしいですか。はい、他に。どうぞ、添田委員さん。

添田委員

23の12、学校給食の関係だけで絞って、ちょっと意見を述べさせていただきませんが、これは多分、榊原さんが指摘しておったようなことも入るんでしょうけども、多分、給食委員会というのが各学校、校区ごとにあるんじゃないですかね。そうすれば、この給食の問題は、地産地消であろうが何だろうがですね、合理的に安いもの、栄養価のあるもの、品質の良いものというものを選んで、学校給食のそういう委員会に任せちゃって、そこら辺の意見を良く聞きながらですね、決めていけばいいことであって、私はここ、この委員会で取り上げてね、細かく注文付ける要素じゃないなと思ってるんですけど、いかがなものでしょうかね。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

給食審議会というものはございます。その中でですね、当然・・・

福本会長

はい、原課長

原本部員

ちょっと代わりましてお答えいたします。学校給食運営審議会というものがございますけども、これは委員さんが限られております。学校関係が主でございます、後は、民間の方は民教委員長さん1人でありまして、こういった全体の大きな問題についてはですね、やはりこの給食運営審議会だけで結論を出すのではなくてですね、幅広い意見を取り入れていかなければならないと考えております。そういうことでございます。

福本会長

はい、添田委員。

添田委員

それだったら、その給食の関連についてね、専門家とか、幅広い意見をとるなら、臨時的でもいいじゃないですか。その拡大委員会みたいなのを作って、2カ月なり、3カ月なり臨時的に作って、子どもさんをもってるお父さんやお母さん方の意見をどんどん反映させて、あるいは地産の方達、地元の人たちも入れてですね、意見を吸い上げて、子どもたちを成長させるか、させないかという問題だから、真剣に考えてくれると思いますので、そこら辺で意見を汲み上げていけば、あえて私はここに出してね、さもこれやりますよとって、大上段に振りかぶらんでもいいんじゃないかと。

それから、先ほど津野課長がおっしゃいました施設の問題ですが、施設はやっぱり、もう40年近くなりますね、43年とかいったらね。これはやっぱり古いですわね。使い勝手も悪いでしょうし、中の設備を新しくしたって、それ相当の投資が必要ですから、施設のことについては、民間活用する場合に、そういう施設、設備を持ってる民間の方達にお願いして、これ、施設を持てば持つほど、またその補修費と修繕費がかかりますのでね。そういうのはまあ、できるだけ負担の軽くするようにする。それも1つの手だと思いますので、是非、その方向で進めていただきたい。それから先ほどの宮崎委員さんがおっしゃった、1000食を1社でなんていうような考え方もあるんでしょうけど、まあ、町内3地区ありますから、その生徒を按分して、町内の業者がどのくらいおるか分かりませんが、業者にその平均的に負担してもらうような形だあってできないわけじゃないですから。その1社独占でというのも、商売する方は徳でしょうけれども、まあ、平等の精神からいけば何社かに分かれて何人分ずつというようなことも考えてもいいんじゃないかと思います。だからいろんな方法はあろうと思いますから、あまりですね、細かいことを言う必要もないんじゃないかと思えます。この前、終わりました、これ帰ってちょっと読んでみまして、なかなかうまくまとまってるなというところが1件あります。それから先ほど、薦野先生なんかもおっしゃってましたが、施設の改修しなきゃいけないものは、どうしてもこれは改修しなきゃいけないんでしょうから、それに対する計画、お金の問題、これは今からでも手を付けてやっていかなければいけないことは構いませんが、自然公園の問題が、結構、その論議を呼んでるようですけど、やはり設備をつくって、管理人を置くとなると、それはそれなりに維持費がかかるわけですから、それをどういうふうな位置付けをしていくか、その町の直轄でやるか、指定管理者に任せるか、非常に悩ましいところだと思うんですよね。特に最初からやる、町にとってみれば、新しいことを始めるわけですから、全く経験がない。そのノウハウもない。というところから始めていくわけだから、非常に悩ましいところですが、それをですね、今、議論して行って、先走って、指定管理者制度を導入したいと、導入したい精神は分かりますけれども、いま急ぐべき問題であるかどうかというのは、やっぱり課題だろうと思うんです。軽々に導入するということを出さないほうがいいんじゃないかと。やはり実績を積みなり、ノウハウを積みなりして、これでいいのかなと、行けるだろうという確信を持った中でやるってことは、指定管理者に任せても、その後のフォローをやっぱりやらないかんですからね。任せっぱなしで、あなたたち勝手にやってくれと、こんだけで請け負ってるんだから、これだけの金の中で好きなようにやってくれ。というわけにはいかんと思うんですよ。そういう公共の品物は。だったら、そういうところまでしっかりしたところで決断していただきたい。それから、斎場と衛生センター、これはずいぶん長いことやっておりますから、それなりのノウハウはあるでしょうから、経費節減をどうすればいいかというところを、もうちょっと点検するのかどうか。斎場、5%削減なんですけど、例えば、火葬炉の点検というのは年に何回やるのかとか、夜間警備は毎日やるのかとか、消防設備の点検は毎日やってるのかとか、それにかかる費用はどれくらいになるのかとか、そういう細かいところを精査して、それを積み上げて行って消していくと。そういうところまでやっていかないと、単純に今までかかっ

たお金の5%削減しますよと、そのアバウトな数字じゃ、こういうものは手掛けてみても、あまり効果がなくなってくる。そこら辺は、よく肝に銘じておいていただきたい。衛生センターも然りです。そういうふうに私はこれまでの説明を聞いて感じましたので、前回の積み残し分の案につきましては、以上で終わらせていただきます。別に回答は要りません。意見です。

福本会長

はい、他にございますか。はい、藤井委員さん。

藤井委員

あのですね、この委員会では4つの大きな目標というか、方針ですかね、これを答申したと思うんですけども、その中で、今、議論されているのが民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進をなさいということで、我々は答申したはずなんですよね。それについて、今、個票、要するに具体的な答申に基づいて、こういうふうに民間委託の推進をなさいよということでですね、検討しますという、この案が出てくるわけですから、具体的な細かな数字じゃなくて、検討しますですから、今から実施しますじゃなくてですね、検討しますですから、じゃあ、この案については、そういう我々の答申に対しての具体的な行動の内容ですから、私はこの意見でも良いんじゃないかなと。後で細かくですね、我々が言うんじゃないで、実行部隊の方で、こういう検討をして、17年度中に検討して、それから検討します、やりますじゃないですからね。ですから、私はこの案で十分でないかなと思ってますので、細かなことをついていくとですね、なかなか会議が長引きますので、1つよろしくお願いしたいと思います。

福本会長

よろしいですか。では次に行きます。23の13ですね。これでやっと前回の提案されたところまで行きますので、ご意見はご意見としてですね、二律背反しないようなご意見を1つよろしくお願いをしたいと思います。どうぞ。はい、川野委員さん。

川野委員

聖域なき行財政改革と私も発言いたしましたが、全体を通してですね、この学校用務員の委託の廃止というところが、象徴的に現れておりますので質問させていただきますが、これには必ず人員のカットですね、生きた人間がカットされるわけです。だから、その辺りのセーフティーネットといいますか、その辺りをどのように考えられておられるのかということ、全体的にですね、こういう問題は他にも、指定管理者制度、民間委託というふうになると、必ず何らかの形で人的な痛みを感じられる方がおるわけですね。そういうところをどのように考えられておられるのかということ、まず、お聞きしたいと思います。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

お答えします。まずあの、学校用務委託の廃止となりますと、やはり各学校には用務員さんが、分校を入れて9人ですか、9名の用務員さんがおられます。それで、専門部会で検討する中で、やはり、これを廃止するにあたっては、いわゆる教育委員会がございますので、そこにも書いてありますように、教育委員会で、一応、打ち出しして、今年度中にですね。そして廃止の方向付けが教育委員会でされたならば、いわゆる用務員の業務委託契約を行っております方々に対してですね、まあ、18年度当初にですね、毎年契約行っておりますので、契約当初に、こういうことで1年間、来年度にはもう契約はいたしません。というようなことの中でですね、用務員さんの理解を得ながら、廃止に向けてやっていくということで、専門部会ではまとまっております。それから他にも、確かに指定管理者制度を導入したときにはですね、臨時職員、嘱託職員等が配置されております。その中ではですね、やはり指定管理者制度を導入するときにですね、する時点で、いわゆる1年なり、2年なり、現在雇用してある方をそのまま継続してというような話もですね、指定管理者制度を導入するときには、していかなければいけないなど、即、辞めてもらうという形にはならんのかなかろうかというふうに感じております。それで、担当課で今後、事務作業を進めていくわけではありますが、指定管理者の導入、仕様書をつくっていかなければいけませんので、その仕様を作って、業者選定にあたっては、そういうことを条件にですね、即だめですよというわけにはいきませんので、考えながらですね導入をしていきたいと。専門部会ではそうしなくてはいけないだろうというふうにまとまっております。以上です。

福本会長

はい、川野委員さん。

川野委員

確かに配慮はしてやっていくということでございますけども、用務員さんの場合は、結局、委託ですから、おそらく賞与というのもないんだろうと思いますし、退職金というのもないんだろうと、このように私は思っておりますし、それから用務員さんの場合は、ほとんどの方が、学校の1室というか、学校で生活をされておるわけですね。これが決定されて1年ぐらいの間に、例えば、住居をまず探さなきゃならない。年代によっては、即、再就職もしなければなりません。もちろん年代によっては、年金が貰える年代の方もおられるかと思えます。いろんな状況、パターンがあるわけですね。そうした時に、ある程度高齢になって、50歳を過ぎて60歳間近の人が再就職するという時にですね、簡単にできるのかどうか。また鞍手町も住居という問題になると、本当にあの、住居がすぐスムーズに見つかるのかどうか。それは1年間あるから、その間に努力しなさいという話になると思いますが、そういう住居も、再就職先も、同時にやっぱり用務員さんの中には、1年間の間でやっていかなければならない。こういう問題があるわけですね。だからやっぱり十二分に、これはしっかり配慮していかないと、実際の生きた人間をですね、そういう

形になる時には、こういう問題はつきものですのでね、どうか十二分にですね、やっぱり配慮して取組んでいただきたいとこのように思います。全体的にはこのこの意見に、委託の廃止は良いですけどね、全体的な問題として、今以上に十二分に配慮して取組んでいただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

福本会長

はい、他にございますか。はい、五百路委員さん。

五百路委員

この指定管理者制度ですね、これのいわゆる目的というのが、ここに書いておりました。私、調べましたけど、指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズにより、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民のサービスの向上を図るとともに、と書いてあるわけなんですね。そうなりますと、私もこの警備保障、いわゆる管理者にするのは賛成なんですけど、もしそうなると、やはり住民に対するサービス、そういうのが若干、低下の懸念があるんじゃないでしょうかね。それとも1つ、例えばその、ここにありますが、文化体育総合施設と書いてありますが、これで集中管理することと書いてありますが、これはセキュリティーでやるわけですか。全部。当然、その警備員の会社で、いわゆるセキュリティーを全部機械でやると思いますが、それには例えば、電話して現地に着くまでにかなり時間がかかると思いますし、それとか事故等ですね、そういう場合の対処の仕方等が、やはり指定管理者制度を任せるとなると、幾らかその住民に対してのサービス低下というようなことも懸念があるんじゃないでしょうか。もちろん私は、このかなりの財政効果はですね、かなりあって良いと思いますが、その本質的なもの、ここに書いてあるとおり、住民サービスの向上を図るとともに、低下になるってことは、やはり削減云々ではちょっとどうかと思います。どうなんでしょうか。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

お答えいたします。用務員を廃止することによってですね、いわゆる住民サービスが低下するんじゃないかというようなご質問だと思いますが、この中に書いてありますように、今の実際ですね、施設の利用申請とかですね、そういうものにつきましては、昼、学校につきましては、昼間の時間内ですね、利用の申請の受付等をやっております。それで、この用務員を廃止して、警備会社に、警備部門だけを警備会社に委託するわけですが、後の施設の利用等は地元、地域でかなりあると思いますが、そういった利用申請等につきましては、文化体育総合施設、これもあの、今回の個票で、集中改革プランとして出しておりますように、指定管理者制度を文化体育総合施設につきましても導入するような個票を出しております。その中でですね一緒に、いわゆる中央公民館、体育館等を含めた、それと学校の利用申請等も含めた中でですね、

指定管理者制度を導入するという事で、文化体育総合施設で集中管理するというようなことといたしております。だから、確かに今、用務員さんがおられてですね、事故が起こったとき、すぐ用務員さんが対応されているわけですが、警備会社に委託することによって、そういう対応が遅れるんじゃないかというような心配もありますが、今、どこの学校もですね、やはり用務員さんを廃止して、警備会社の保証、警備委託がですね、かなり多いようにあります。そういった中で、警備会社にすることによって管理費が削減されるのなら、そういう方向で専門部会では進めろうということで、用務員委託の廃止を出しております。以上です。

福本会長

はい、どうぞ。川野委員さん。

川野委員

関連で申し訳ございませんが、警備会社に委託しただけで、用務員さんの仕事が、全部100%代わりに行われるということではないということですね、十二分に感じ取ってですね、進めていっていただきたいと要望しておきます。

福本会長

よろしいですか。あの休憩せずにですね、次に行きます。今日、提案がございましたので、今日の資料の26の1でございます。よろしいですか。税及び使用料、手数料等の収納率の向上、目標収納率の設定でございます。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。はい、榊原委員さん。

榊原委員

あの、これは全体的に言えることなんですが、いわゆる行財政改革のプランというのは、いわゆる行財政の立て直しを主として出来上がった項目だろうと思います。その中でですね、いわゆるその財政的な効果というものが、ここに3億8600万ぐらいの数字が出ているわけですが、で、この一覧表を見てもですね、なかなかこれを、いわゆる改革プランの中でですね、全て実行されたとしてですね、いわゆる財政がどれだけ健全化するのか、どれだけまだ問題が残るのか、そういった所が全然、目に見えて来ないというところがあるわけですね。で、あの、ここの個票ごとにある、15番の財政的な効果という中も、いわゆる書いてあるところもあるし、ほとんどが0という回答が書いてありますし、全体やったらですね、どうなるのか。で、これも4年やってですね3億8600万くらいになるわけですが、1年ごとですと、約1億弱という数字になるわけですが、この辺のところは、改革推進本部でですね、どう捉えて、どう考えてみえるのか、ちょっとお話をお聞かせいただきたいと思います。

福本会長

はい、事務局

諸富室長

今のご質問はですね、こういう改革をしていって、どれくらいの財政効果が及ぶのかというそういうお話でしょ。基本的にはですね、私どもが当初にお出ししました財政シミュレーションを見ていただくと、多少ですね、この財政シミュレーションも現状では、交付税が少し好転したという状況がございます。例えば、収入が多くなったとか、いろいろな形でいくらか好転した部分がございます。当然、その辺りの修正というものも手がけないといけないのではないかと、今、行革の事務サイドで思っているわけですが、基本的には前回の財政シミュレーションでいきますと25億というのが、どうしても財政不足だと考えられています。基本的には、それに近づく財政効果を出すような形で、非常に住民の方にも厳しい状況であり、それと職員もですね、議員の方も厳しい状況の行革になってきているわけですが、今の積み上げの中ではですね、大体15億。今、ここに上がってきたものがあります。例えば、具体的に言いますと、目標収納率の設定では、4年間で3億8598万6千円という財政効果が生まれるという形でございますが、それを合わせていきますと、大体15億くらい、今、出てきております。それともう一つ、26の5で出てますが、本町、まだ未利用地を持っております。その辺りですね、誘致企業等の進出をお願いするとか、例えば、具体的に言うと、住宅用地の売却とか、今でも住宅地に近いようなところもあるわけですね。そういうところも、公募をかけて売却していくという形で考えますと、大体25億というところまではいかないような状況でございますけども、それに近い財政効果を生んでくるという形で考えております。そういう形で進めております。以上です。

福本会長

はい、他にございますか。よろしいですか。

榊原委員

ありがとうございました。で、もう一つ言うならば・・・

福本会長

榊原委員。挙手をお願いいたします。

榊原委員

はい。もう一つ言うならば、いわゆるこれ、PDCAのサイクルを廻すという考え方からするとですね、いわゆる4年で4で割るという数字じゃなくてですね、もうちょっとこう、上がるとか、下がるとか、なんかそういうようなことになるんじゃないかなと。で、もっと、どんどんと知恵を出し、汗を出しすればですね、この3億8600万くらいがですね、4億になるとか、4億以上になるとかというような、そういう目標の立て方というのは無いんでございませうか。

福本会長

はい、松澤課長。

松澤本部員

ここで提案しておりますように、後からでも出ておりますが、特別収納対策課ということで、これが来年の10月から取組むということですので、この対策課の仕事といたしましては、次のところでもありますように、滞納処分の強化、それから民事手続をするというようなことで、強硬姿勢に出て、悪質な滞納者に対して強硬姿勢をとるというようなことにしております。ただし、当初からそういうふうなことで、積極的にはいけないかと思っておりますので、何年かはかかるかなということに思っております。それでまだ、この金額にいたしましても、一応、滞納分の目標額は100%ということですが、当然、無理だと思えますけど、今、榊原委員が言われるように、目指すところはそこということでございます。以上です。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

次の資料で、目標収納率の設定の次の資料を見ていただきますと、財政専門部会では、まず98%の収納率を基準にして、98以上のものについては100にしますよと、100%は絶対落としませんよという話で設定してあるわけです。それと、98以下のものについては、98に近づくという形で年度の徴収目標を定めており、その年度で定まった徴収率といいますか、額で設定してあります。現年度分についてはですね。それと先ほどの説明で、滞納分につきましては、21年度までに50%プラス、今の徴収率に50%を目標でということ、21年度までにどうなのかという形で計算してあります。ですから、21年度までに50%アップできるような形で、努力をしていくということでございますので、その途中は、10%程度ずつ上げていく方法で考えていますので、途中の徴収努力は経過を見ていただくということで整理しております。

福本会長

はい、どうぞ。

榊原委員

トヨタ自動車は、濡れた雑巾を絞って、乾いた雑巾をまた絞ると。どんどん、どんどん絞ると。こういう考え方があるわけです。これを漫画的に言うと、そういうことになるわけですが、実際はですね、いわゆる今の改善を毎日、毎日繰り返すよと。毎日、毎日繰り返してますよと。で、改善の繰り返しによって、いわゆる利益を生み出すよと。こういう考え方で、トヨタ自動車は今も動いておる。ですから、濡れた雑巾が乾いても、乾いた雑巾をもっと絞ると。水が出んやつをもっと絞ったらどうなるかというような話が出るわけですが、そうじゃなくて、これは例え話で出ているだけで

ですね、実際に社内でやってることは、もう、毎日、毎日の改善の繰り返し。これがああいう強い体質をつくったわけですが、私がここで思いますのは、その目標の設定をですね、いわゆるパーセントじゃなくてですね、極端なこと言うと、金額でですね、金額で示していったらですね、町民もよくわかるし、我々もよくわかると。で、例えばですね、徴収課の方を10名ということが、後、提案で出てきておりますが、10名かけてですね、そしたら1人は700万とか、800万とか、こういう人件費がかかるわけですから、10人かけたらですね、極端なこと言うと、7000万の経費をかけますよと、7000万の経費を。7000万の経費をかけてですね、なんぼ収益が、いわゆる未納が取れるんですかと。そうすると差し引きした効果しか、実際は効果は出ませんね。そうじゃなくって、そういう課をつくらんでもですね、そういう徴収ができるような方法を考えること、これがいわゆる行革であり、我々が検討しなきゃいかん方法じゃないんかねというように思います。ですから、ちょっと見方を変えてですね、この提案の内容なり、なんなりを見るということが必要じゃないかという、私はそう思って意見を述べさせていただきます。

福本会長

よろしいですか。次に行きます。26の2でございます。滞納処分の強化や民事手続の実施でございます。この項目につきまして、ご意見とご質問をください。お願いいたします。ございませんか。では次に行きます。26の3でございます。国基準の90%に改定、いわゆる保育料の改定ですね。これにつきまして、ご意見とご質問はありませんか。よろしいですね。それでは次に行きます。26の4でございます。施設使用料の有料化及び減免規定の見直し、いわゆる公共施設使用料の見直しでございますが、これについてご意見、ご質問はございませんか。よろしいですか。はい、榊原委員。

榊原委員

今、公共施設の使用料はですね、やはり安いから上げようというような考え方が、この主流でないかというふうに思うわけですが、逆に言えばですね、いわゆる利用者が少ないんよと、利用者が少ないから、この値段ではペイしないですよ。じゃあ、利用者をどう設定して、ああいう施設をつくったんかねと。そしたらですね、利用者を多くすることに対するね、努力というのは、この個票の中にはどこにも見えんわけなんですけど、いわゆる、そういう自分たちが汗をかく、行政が汗をかくというスタイルがですね、これ中にはどこにも見えない。そして、お金が足らんから、じゃあ値上げするんだよ。値上げをしたらですね、もっと利用者が減るかもしれませぬ。国鉄が儲からないからといって、便数を減らしました。そしたら、どんどん利用者が少なくなりました。赤字がどんどん増えました。便数を増やしたことによって、JR、今、だんだん儲かるようになってきた。で、同じような考え方がやっぱりこの施設の利用の中でもですね、上げてはいかんという意味ではございませんけども、いわゆる利用者を増やすという試みをですね、やはり行政自身が汗をかかなきゃいかん。あるいは、我々自身も汗をかかなきゃいかん。町民も汗をかかなきゃいかん。そして行政も汗を

かかなきゃいかん。で、因って来たるところへいきますと、その施設そのものがですね、どういう利用を考えてつくられたかということに、端を発してくるわけですが、それはもうできちゃったものですから、それをいかにうまく使うかということに対する知恵を使う、そういったことがこの個票の中には見えません。ですから、そういった努力をしてですね、尚且つ、どうしようもないという時にですね、初めて考えなきゃいかんことではないでしょうか。それからもう1つ、この添付資料を見ますとですね、いわゆる利用者の人数と収入とを割り算しますとですね、使用料には合致せんわけですね。これは団体で来た時も3千円とか、2千円とか、100円とかになるとるんじゃないかというふうに思うわけですが、これ1人なのか、あるいは、そうじゃないのか、その辺もこの表はよくわかりませんが、やっぱり使用料の取り立ての方はどうなってるのかなというふうに思って、ちょっとお聞きしたいと思います。

福本会長

はい、松澤課長。

松澤本部員

ここであげておりますのが、その前に利用者の方ですが、鞍手町は、利用者は大変多いと思います。そういうことで、ここで使用料の値上げということは、検討の1つにはあげておりますが、直接には謳っておりません。ここで申しますのは、利用する人の負担の公平性を図ろうということで、今現在、減免されている方の減免規定の見直し、これは真に止むを得ない人だけは減免にしなければいけないと思いますが、それ以外、むやみに減免の対象にしているのがあるのではないかとということや、無料で施設を貸している分があると。例えば、町民グラウンド。町民グラウンドは、これは無料です。これもやっぱり利用者に対して、公平を保つために少しは必要じゃないかと、有料化することが必要じゃないかということで、ここで有料化をすぐにすることではなくて、1年間検討してみるということです。当然、この資料に出しておりますが、施設を建てたときの費用を賄うような使用料を取ろうということではないと思います。おかげで、総合福祉センターにいたしましても、風呂の利用者は大変多いと、よそに比べても多いと感じております。それと利用者数ですね、利用者数と利用料金の関係ですが、これは単に人数に、もちろん言われるように団体等がありますので、これは全て人数に換算した分です。それと、使用料は、それに対して、とにかく町立体育館とか、総合福祉センターとかということで、使用料としてあがってきた分をここであげております。人数と使用料、これはイコールということではなくて、各様々な計算の仕方があるということです。それと端数の関係がありますが、割り切れない端数がありますが、これは消費税の関係で、消費税を5%かけた場合に、端数が出てくると。それを1円の端数まで出て、1円以下は切り捨てをするということで、端数が出ております。見方は以上です。

福本会長

よろしいですか。他にございますか。はい、次に行きます。26の5でございます。企業誘致の促進と未利用地の処分でございますが、何かご意見、ご質問がある方は挙手をお願いいたします。はい、添田委員さん。

添田委員

この件についてはですね、いろいろ未利用地があるということは聞いておりましたが、具体的に、今日初めて中身を見せてもらったんですが、どういう使い方をするかっていうのは、まだあれでしょ、マスタープランができてないでしょう。今からの問題じゃないですかね。先ほどの説明の中で聞いておりましたら、民間払い下げなんかも頭の中に入っているようですし、企業誘致、まあ具体的に今からやることばかりであって、今こう、ぽんと出てきたばかりですから、平成18年度の検討項目であって、実施する丸は全然付いてませんしね。これも検討した結果を聞くだけに終わるような感じでね、判断の付けようがないんだけど、いかがなものでしょうか。

福本会長

はい、本松課長。

本松本部員

まちづくりの方からですね、いわゆる企業誘致という部分で、ちょっと話を申しあげますと、現在、トヨタ関連が第2次の拡張工事を大体終わらして、操業に入るといふ段階で、そういった関連企業の進出というのが、現在、第1段階が終わっております。第2段階として、今後1、2年の間に、かなり動くということを伺っておりますので、そういったことで、私の方から県を通じまして、大阪で企業セミナー等がございます。その中に町有地を含む、いわゆる一団の土地、こういったものをどうでしょうかという紹介を行っております。今後、こういった動きがあるか分かりませんが、その辺は県の企業立地課を通じて資料集め等を行っております。先ほど説明がありましたように、これが1つでも売れることで、当然、収入も上がりますし、将来的に固定資産の増収、それから、1番大事な雇用の場の確保という、これ1番、大きな目的ですので、そういった活動は、現在、行っております。

福本会長

はい、松澤課長。

松澤本部員

今、まちづくり対策課長の方から言いましたけど、企業誘致の関係はそういうことでございますが、それ以外に未利用地がまだ多分にあるということで、こういうふうなものについては、今から把握をしていくと。大体、こういった状況であるかと、売れるような状況か、もう少し扱う分があるのかというようなことを、18年度で検討していき、それで、もちろん活用策ということで、売れるものがあれば、公募の仕方等を考えまして、検討しまして、公募による売却というようなことも検討していき

いということです。それで添田委員が言われるように、まず検討段階ということでございます。

福本会長

はい、添田委員。

添田委員

あの、検討段階ですから、ちょっと意見だけ言わせていただいて、申し訳ないですけど。未利用地をですね、付加価値を付けるために、使えるようにして譲渡するというやり方が1つありますよね。それからもう1つは、そのままの姿で譲渡するというやり方がありますが、大きく分けて2つあるんですけれども、立地条件によって、どちらを採ればいいのかということですね、よく検討していただきたいと思うんですよ。検討の中で。例えば、原野のまま売って、現地のまま売った方が、金かけて整地するよりも安いという、それ相応でちょうどいいという、採算がとればそれでいいし、ちょっと金かければ、この土地は値段が上がるなと、2割上がるな、3割上がるなっていうなら、そういうふうにした方がいいし、まあ、用地の売却については、いろんなやり方があるでしょうけれども、少なくともそういう土地の評価を高める方向で検討していただきたい。少なくとも安く、町が買い入れた値段よりも安く売るとい、そのですね考え方は、ある程度、下の方においておってほしい。売ればいいってもんじゃなくて、始末に困るから安いでも売った方が良いやというような、重荷になるから安いでも売った方が良いやという、そういう考え方だけはちょっと沈静化しておいていただきたい。やっぱり買った並ぐらいの値段では譲渡するという気持ちだけは残しておいていただきたいとは思いますが。以上でございます。

福本会長

はい、他に。はい、宮崎委員さん。

宮崎委員

この企業誘致の促進というのは、私はまず、いわゆる先行投資ができるのかどうかということが大事じゃないかと思う。例えば、今、添田さんがおっしゃったように、山林の場合、そのまま山を見せて、ここに工場を建てて、土地を開いて工場を建てなさいと言って、名古屋やら大阪やらに行ったって、それはとてもじゃない、来ることはない。だから、やっぱり先行投資をして、工場ができるような、あるいは家が、住宅が建つような、敷地をちゃんと整備して工場誘致を進めるとか、住宅誘致を進めるということでない、そのためにはやはり先行投資ということであろうと思います。ということは、またどこかに借金しないといけないかもしれないし、どこかのお金を流用するというか、流用は役場の場合できないからね、そういうことは難しいと思いますが、要は、先行投資をする気持ちがあるのかないのか。それからもう1つ、今、添田委員が言われた、私ちょっと意見が違うんですが、今、財政が大変苦しいというときに、例えば、坪が1万円の土地がここにあると、買収したときに1万円、あるい

は税金の代わりにとった土地が1万円のやつがあるとするならですね、これが9千円だろうが8千円だろうが、今のこれ苦しい時だったら、それは早く活用すると。200円の損か、300円の損か知らんけれども、そのことをずっと寝かしといたら、いつまでも金が寝たままなんです。それを早く回収してですよ、例えば、今、農協からお金を借りてるとするなら、そのお金の金利にぱっと戻せば、それだけ役所の、いわゆる負担が軽くなるというような考え方からすればですよ、ただ、今、不景気なんで、ものすごく単価が、土地の値段が安くなってるということでは、ちょっと考えなければいけないけれども、私は、やっぱり早く、こういう未利用地の処分をして、早くお金を、いわゆる返済するなり、金利を払っていくことができますね、健全財政の1つの方法ではないかなという具合に思います。さっき言いましたように、これからみますと、室木の谷ノ山ですか。42万8千㎡。こういう所はですね、私は、その周辺を買収して、工場用地にですよ準備するとか、200㎡、300㎡のところは、近所を買収しても、大変問題でしょうけども、こういう広いところがあるなら、これは私は、この周辺を開拓して工場用地にするとかいうようなことを考えても良いんじゃないかなという具合に思います。要は、先行投資ができるのかどうか。これが工場誘致にかかってくるといふ具合に思います。以上です。

福本会長

それは、ご答弁が要りますか。

宮崎委員

要りません。

福本会長

では次に行きます。よろしいですかね。26の6でございます。補助金の見直し、交付基準に基づく各種補助金の見直しでございます。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。はい、榊原委員さん。

榊原委員

ここに書いてある手続きですね、これは今までなかったんでしょうかね。まったく。一律カットだけで。こういうふうなA、B、C、Dというような、こういうランク付けしてやるという方法は全くなかったんでしょうか。

福本会長

はい、どうぞ。

松澤本部員

今まではですね、一律カットとかいうことで、予算査定の際に事業実績、それから決算書等で、予算査定の際に削減をしていたという段階でございます。それでなかなか思うように進められなかった、それでも第3次行革では、相当、金額はたいした金

額にはならなかったかと思いますが、一律カットできた分もかなりあったということです。それで今度は、それを明確に、こういうふうな判定シート、例で示しておりますように判定シートということで、これは一律、全部、補助団体に対して、全部これにかけるということで、A、B、C、Dの判定をもって、A、Bについては継続していくと。それからC、Dに判定がなった場合には、さらに次のページの救済シートの方に行き、それで尚且つ、そこでまた判断するということで、最終的には廃止するのは廃止すると、縮減するものは縮減、尚且つ、継続団体として補助金が必要だということで、今後も継続していくものがある分については、また残すということで、シビアにこれはやっていきたいということで、一応、こういうふうな例としてあげております。以上です。

榊原委員

ありがとうございました。1つ、これは意見でございますが・・・

福本会長

榊原委員。挙手をしていただきたい。何回も申し訳ございませんけども、ルール通りにいってください。

榊原委員

この、いわゆる金額でございますが、3600万という金額ですね。これは3年で、3600万縮減したいと、こういうことでございましょうか。

福本会長

はい、松澤課長。

松澤本部員

単年度ではですね、ここでは金額は出しにくいところですが、まず18年度で、この判定シートでした中で、金額を出すべきだということですが、一応、目標としまして、金額を無理にあげたということで、17年度の予算額の約10%は削減できるのではないかと、確実に10%ぐらいはできそうな数字を見積りましてですね、この判定シートを使わずにですね、専門部会だけで単純に見積ってみたということです。それで、これは単年度で10%、1200万の3年間、19年度から実施しますということで、3600万。これは3年間のことです。もっと正確な数字ということになれば、19年度はもっと正確な数字が出てくると思います。以上です。

福本会長

はい、榊原委員。

榊原委員

今の話だと、例えばですね、18年度から19年度に1200万減らしますよと、

そして、その同じ金額が20年も21年も、同じ金額がずっといくと、こういうことになるわけでしょうか、あるいは漸減ということで、段々と21年の方は減ってくるんでございましょうか。どうなんでしょうか。

福本会長

はい、松澤課長。

松澤本部員

先ほども申しましたように、あくまでもこれは概算でして、専門部会で単純に見積った金額でございます。それで、あくまでも18年度で実施した結果で、19年度からはシビアにこれを見直していくということでございますので、この3600万が相当変わってくると思います。

福本会長

よろしいですか。はい、榊原委員。

榊原委員

これ例えば、今、10%ということでお話を聞いたんですが、1億2000万の中で10%、1200万を19年度で削減すると。そしたら後、20年、21年はどうなるんでしょうかと、こういう質問だったんですけども。19年度は、もう1200万までいかないよと、だから19年度に10%引いて、また10%とか、5%とか、そういう数字は、もう20年、21年にはないですよと、こういう考え方でございましょうか

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

今、私も事務局の方に、財政専門部会からお話がありますのは、まず目標を10%でたてろじゃないかと。まず19年度分として目標をたてろという形で10%。そして例えば、その19年度が10%できればですね、3カ年分、3600万になりますよと。ただ財政専門部会の中ではですね、やはりシート、今、お示ししておりますシートで、正確に、もう少しシビアに、補助金の削減と言えば言葉が悪いんですが、適正な補助金にしようじゃないかという形で、まず、その辺りで19年度から、今、言いましたように、ひょっとしたら変わるかもしれないという形で、目標でいけば3600万ですよということで、かなり厳しく、基本的には1年間10%ですからね。現状と比較しますと70%ぐらいになります。そういう形の非常に厳しい補助金の削減額ということになります。そういうことです。

福本会長

よろしいですね。次に行きます。26の7でございます。職員提案制度の導入でございますが、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。はい、添田委員さん。

添田委員

提案制度は非常に結構なことですが、例えば、これ後、提案制度のですね、規則みたいなものが、ずっと細かく、関する規程というのが出ておりますが、中身を見ましたら、採用された提案に対してね、どういう評価をするのかってことは述べられてないんですよ。通常は民間の企業の場合、採用提案については、級を何級相当とかいって、それに応じた褒賞を出すわけですよ。そうしないとですね、提案っていうのは継続しないんですよ。人間というのは、どちらかという欲の皮が突っ張ってますから、一銭もならないことに頭を使うかってことになっちゃうんですよ。だから、そういうところの人の心理もね、多少加味していかないと、これは絵に描いた餅になるんじゃないかと、そういう心配がありますんでね。老婆心ながら。そういうのを考えてもらえばいいですから。やるやらないは別にして。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

私どもが、今、聞いている範囲では、この職員提案制度に、そういう褒賞といいますが、そういうものを出すような形は考えていないということで聞いています。ただ、やはり職員の能力、職員がどういう提案してくるかという、職員の能力が問われる部分ですから、その提案によって、やっぱりその職員の価値というのが生み出されてくるのではないかという気を持っております。当然、それに職員の昇格というのはかかってくると思います。以上です。

福本会長

よろしいですか。はい、榊原委員さん。

榊原委員

改善の実施の段階でございますが、今、この行革の中で、例えば、給料の一括計算するとか、そういうのがここへ出てきておるわけですが、同じような提案がですね、いろいろと出てくるんじゃないかなと思うんです。そうした時にですね、やはり、こういう委員会に、いちいち諮りながら実行していかれるんでしょうか。どうなんですかね。

福本会長

はい、本松課長。

本松本部員

お答えしますが、今まで個票を出しております事務改善、これ以外にもたくさんございます。全てをあげているわけではございません。当然、この職員提案制度で、大きなもの、事務改善にも大きな効果が得られるといったものが出てくれば、そこで個票として出すか、即、実行という形にはなると思います。基本的には、この提案制度をずっと継続していく考えでありますので、基本的にはそのまま実行していくと、実行できるものは実行するというので、この委員会に出すかどうかというところまでは、今考えておりません。

福本会長

はい。それでは次に行きます。

「一括でいったらどうか」という声

後ですね、26の8から14までありますが、一括でいったらという意見がございますので、一括で審議をさせていただきます。24の8から14まで、ご意見、ご質問のある方は……。あっ、17までありますね。では切りましょうか。26の8、9、10まで行きましょう。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。26の8、9、10です。はい添田委員さん。

添田委員

26の8ですね、パソコンの端末を配備してから省力化をやりますなんて言うけど、この省力化っていうのは減員を想定しておりますか。職員の減員を。これが1つ。それから26の10、滞納整理する専門組織の設置という細分類がありますけれども、これがですね、前に出ていた26の1と、26の2との関連があると思うんですけど、これとの関連には触れておりませんで、突然なんというか、プロジェクトチームを作りたいというようなことが出ております。それから町税の徴収とか執行停止、納税意識の啓発、指導とか、似たようなことが出てきておりますが、この辺のところは、わざわざここに出て、組織というものと、町税とかの財政のところに出てきておりますが、いかがなものでしょうか。

福本会長

はい、どうぞ。はい、本松課長。

本松本部員

最初の1点目の、26の8の減員の想定ということでございますが、当然、電算システムの活用だけで、そういったものというのは出てくるかどうかは想定をいたしておりますけれども、事務改善、一連の事務改善を今からやっていくと。その中で効率化、省力化を図っていく中で、将来的に組織の見直しと、これにつなげたいという考えであります。ですから今、明確なお答えはできませんが、そういったことを想定し

ながら、こういった改善を進めていくということでご理解いただきたいと思います。

福本会長

26の10は。はい、古野課長。

古野本部員

ご質問にお答えさせていただきます。当然、26の10ということで、特別収納対策課の設置という形で、組織機構専門部会としては、こういう対策課を設置するというので、内容的には分掌事務、それから、これに引き継ぐ内容についてはプロジェクトチームを編成して、その内容を精査しながら、この特別収納対策課に引き継ぐという形を考えております。当然、26の2に、これも関連してきます。これについては、財政専門部会、組織機構専門部会としては、こういう対策課を設置する。財政専門部会としては、26の2に掲げてあります、こういう形で収納対策課が引き継いで努力していくという形で、当然、26の2に関連をいたします。

福本会長

よろしいですか。はい、添田委員。

添田委員

今の回答でですね、私、ちょっと注文を付けておきたいのですが、これ関連しておりますよね。往々にしてね、こういうことを、関連してるものを、課が違うと、部門が違うと、屋上を多く重ねるようなものが出てくるんですよね。それだったら、これは1つにすればいいじゃないですか。今の26の2と同じようなことを、これを主にしてからやっていきますなんて言うんだったら、これはね、屋上を重ねると全く同じですよ。そういう、その縄張り意識か何か知りませんが、そういうことはちょっと止めといて、一緒にしてもらった方がいいんじゃないですか。どちらかにまとめてね。よく話し合ってください。

福本会長

はい、松澤課長。

松澤本部員

先ほどの26の1と2につきましては、あくまでも収納対策としての位置付けということでございます。そのために収納対策、収納率上げということでございますので、組織機構といたしましては、対策課を設置すると、設置した中で、収納率を上げるということにつながってくるかと思っております。それとプロジェクトチームというのがありますが、これが、各課、例えば、税務課から福祉課、建設課等がありますが、この担当が出てきまして、これを収納対策課に引き継ぐもの、例えば、先ほど26の2で申しあげましたように悪質なもの、それとか当然、差し押さえまで行かなければいけないようなものについては、収納対策課で対応すると。それをプロジェクトチー

ムが、各課から2名ずつでしたプロジェクトチームが、そこら辺を判断して収納対策課に引き継ぐということになっております。

福本会長

はい、どうぞ。

添田委員

私が言ってるのはそうじゃないんですよ。滞納整理する専門組織でしょう。その収納する側はね、滞納してるかどうかをチェックする、調べるわけでしょう。元々が。どういうところが収めてないかということ調べるわけでしょう。そうじゃないんですか。収納するところは何も根拠がなくて、徴収に行くんですか。誰々さんが滞納してるから、どういうものを滞納してるかって、それを見て徴収に行くわけでしょう。違うんですか。手順としてはそうでしょう。そうだったらわざわざここで、滞納整理する専門組織なんかつくる必要ないじゃないですか。何のためにつくらないかんですか。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

まずですね、それぞれの課、例えば、税務課、それから建設課の住宅家賃とか、いろいろ滞納の分がございます。総額4億近くあるんでしょうが、その分を一括して特別対策室で、本来は、税は税、住宅は住宅という形で整理を今までしてきたわけですね。それじゃ効率が悪い。というのは、正直に言いまして、残す人は大体同じ人が残すんですね。住宅も税金も残されるという形で、一括して効率の良い徴収体制をとろうじゃないかというのが、まず1点です。それと、そういう形で、今まで非常に住民の人との、やっぱりいつもですね、例えば、具体的に言うと、スーパーに行ったら、その人に顔を合わせるという形で、非常に執行する者が、やはり遠慮をしていた分が確かにございます。その辺りをどんどん遠慮をしないで、こういう特別組織をもってやろうじゃないかというのが2点目です。そういうことでですね、1つの課で、税から住宅家賃から全部やろうじゃないかという形でまずやると。そのやるところが、非常に、ここに書いておりますように、滞納者、非常に、悪いと言ったら語弊があるんでしょうが、悪質な滞納者が、この特別収納対策課でやっていくという形で考えております。それで従来の徴収というのは、それぞれの課でやっていくという形と2本立てでいこうじゃないかということを考えております。悪徳、そういう方々のものをどうするかというものを、このプロジェクトチームで方向性を定めていくというもので、プロジェクトチーム、それぞれ税務課なり、保険課なり、建設課、福祉課、学校教育課、学校教育課の場合は給食費の滞納分という形がでございます。そういうもので整理をしていこうかということで、確かに1本でするのがいいのか、それを分けてすればいいのかという考えは、十分、この中で検討しました。その結果として、こうい

うご提案を、今申しあげているわけです。いろいろ、添田委員の考え方もあるでしょうし、私ども、こういう形で整理をしたらどうかということでご提案申しあげているわけです。そういうことでご理解ください。

福本会長

はい、添田委員。

添田委員

おっしゃることは理解できるんですよ。私は、どうもその説明を聞いていますとですね、どうも徴収する金額は税は別だとか、科目が違うとかいうことでね、徴収する課が違うと。徴収する課が違うということは、請求書を出してる課が違うわけですね。だから、そういう弊害があるから特別対策室をつかって、そこでまとめろうということでしょう。じゃあ、そういう説明をきちっとすればいいじゃないですか。そういう説明がぜんぜんされてないですよ。この滞納者の状況を調査把握してことだけですから。まあ、それはいいです。だからそういうことを、きちんと前もって、現状はこうで、こういうふうにやってるから、それを効率的にやるために、こういうプロジェクトチームをつかって、それがプロジェクトチームで終わっちゃまずいから、特別収納対策課っていうものにしていきたいということであれば、話は、筋は通るけども、そういうような説明の仕方といいますかね、これ皆、知らない人が多いんですからね。行政の中身を。そういうところの親切心を出していただきたい。これで私の意見は終わりです。

福本会長

はい、他に。はい、榊原委員。

榊原委員

これは、臨時的な組織ですね。この対策課というのは。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

先ほど申しましたが、徴収率を上げていくと。98%以上については100%、そして98%以下については、それに近づけるといって滞納率を少なくしていくと、滞納者を少なくしていく、額も少なくしていくということが、まず1つあります。それとも1つ、今の現況からですね、滞納の部分については50%の目標で、平成21年度までに50%の収納を上げていくよというものがございます。ですから具体的に言うと、滞納が無くなってしまうと、こういうものは必要ないという部分がございます。ですから、その辺りがどうなのかという部分で理解していただければと思います。以上です。

福本会長

はい、榊原委員。

榊原委員

10名で、常時抱えるということになればね、先ほど申しあげてたように、人件費も10人分の人件費が徴収にかかるということですから、やはりその辺を見ながら、やっぱり課に配属された方も、十分動いていただかなきゃいけないし、できるだけ早く、この課がね、無くなるのが良い鞍手町になるんじゃないかというふうに思いますので、是非、努力をお願いしたいと思います。

福本会長

あの、17までありますが、なかなか意見がございましてですね、11から17は次回ということでどうでしょうかね。よろしいですか。

「はい」という声

はい、じゃあですね、議事進行をさせていただきます。一応ですね、26の10まで、プランにつきまして審議が終わりました。その他、事務局の方から何かございますか。

事務局

特にありません。

福本会長

はい。それではですね、次回開催予定を事務局の方から発表してください。

事務局

次回、第9回の会議につきましては、11月16日の水曜日、13時30分から、この場所ということでお願いしたいと思います。

福本会長

よろしいですか。次回はですね第9回になります。11月16日の水曜日です。13時30分から、今日のように17時まで集中審議をしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。これをもちまして、今回、第8回の行財政改革推進委員会を終了いたします。本日は本当にありがとうございました。